

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業 実施方針

平成21年11月13日に公表した実施方針を一部変更し、実施方針（平成22年2月変更）を公表します。

平成22年2月26日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 山川 利治

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表します。

平成 21 年 11 月 13 日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 山川 利治

愛知県企業庁（以下「県企業庁」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI 法に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することを検討しています。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号、以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日民間資金等活用事業推進委員会より公表）、「愛知県 PFI 導入ガイドライン」（平成 15 年 6 月 30 日愛知県企画振興部長通知 15 企第 73 号）等に則り、本事業の実施方針として定め、ここに公表します。

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設 整備・運営事業

実施方針

平成21年11月
(平成22年2月変更)

愛 知 県 企 業 庁

目 次

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定方法等に関する事項	7
2	事業者の募集及び選定に関する事項	7
(1)	事業者の募集及び選定方法	7
(2)	選定の手順及びスケジュール	8
(3)	応募手続き等	8
(4)	応募者等の参加・資格要件	11
(5)	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	14
(6)	契約に関する基本的な考え方	16
(7)	提出書類の取扱い	17
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	17
(1)	リスク分担の考え方	17
(2)	要求する性能等	17
(3)	事業者の責任の履行の確保に関する事項	18
(4)	事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	18
4	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
(1)	立地条件に関する事項	20
(2)	施設的设计要件等に関する事項	20
(3)	脱水ケーキの再生利用	21
(4)	生活環境影響調査	21
5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
(1)	係争事由に係る基本的な考え方	21
(2)	管轄裁判所の指定	21
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
(1)	基本的な考え方	22
(2)	本事業の継続が困難となった場合の措置	22
(3)	融資機関と県企業庁との協議	22
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	22
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	23
(3)	その他の支援に関する事項	23
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
(1)	情報提供	23
(2)	県議会の議決	23

(3) 入札に伴う費用の負担.....	23
(4) 問合せ先.....	23

添付書類等

様式1 実施方針等に関する説明会参加申込書

様式2 実施方針等に関する質問書

様式3 実施方針等に関する意見・提案書

様式4 第1回現地見学会参加申込書

様式5 汚泥提供申込書

資料1 PFI事業計画地

資料2 リスク分担表

資料3 関係資料閲覧のお知らせ

資料4 脱水実験等に使用する汚泥の提供について

資料5 想定事業スキーム図

資料6 脱水処理施設等増設・更新計画

資料7 サービス購入料の支払いについて

資料8 脱水ケーキの再生利用業務について

資料9 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について

資料10 落札者決定基準の考え方

別添資料 要求水準書(案)

本実施方針では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】：本事業をPFI事業として民間事業者を実施させようとする公営企業の事業管理者（企業庁長）をいいます。
- 【事業者】：本事業の実施に際して、県企業庁と事業契約を締結し事業を実施する会社をいいます（原則として、特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）を設立することとします。）。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【応募者】：応募企業又は応募グループをいいます。
- 【応募企業】：脱水処理施設等の建設、運営並びに維持管理の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】：脱水処理施設の建設、運営並びに維持管理の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する者で、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【構成員】：応募企業若しくは応募グループのうち、特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【協力会社】：応募グループのうち、構成員以外の企業をいいます。
- 【資格審査通過者】：参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいいます。
- 【入札参加者】：資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいいます。
- 【委員会】：PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、県企業庁が設置する学識経験者等で構成される組織をいいます。
- 【落札者】：委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として県企業庁が決定した入札参加者をいいます。
- 【実施方針等】：実施方針の公表の際に県企業庁が公表する書類一式をいいます。具体的には、実施方針、要求水準書案及び添付書類等をいいます。
- 【入札説明書等】：入札公告の際に県企業庁が公表する書類一式をいいます。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、様式集、基本協定書案、図面等をいいます。
- 【事業提案書】：資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいいます。
- 【脱水処理施設等】：本事業の対象施設として位置付けるもので、豊橋浄水場、幸田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場における、脱水機棟、脱水設備、配管の総称をいいます。（表－i 参照）
- 【脱水機棟】：脱水設備を納める建物で、当該建物に付帯する電気設備等の一切を含むものをいいます。

- 【脱水設備等】 : 脱水設備、配管の総称をいいます。
- 【脱水設備】 : 脱水機、脱水前処理設備及び周辺機器等の総称をいいます。
- 【脱水機】 : 汚泥を脱水する機械で、脱水機を構成する電気・機械・計装設備（監視及び制御を行う設備）等の一切を含むものをいいます。なお、脱水とは、汚泥の処分を容易な状態とするために、汚泥の水分（含水率）を減少させることをいいます。
- 【周辺機器等】 : 脱水機関連補機で、当該補機を構成する電気・機械・計装設備及び脱水ケーキ搬出設備等の一切を含むものをいいます。
- 【脱水ケーキ搬出設備】 : 破碎機、ベルトコンベア、ケーキヤード等、脱水ケーキの管理及び搬出に資する設備をいいます。
- 【ケーキヤード等】 : 脱水ケーキを保管、管理するケーキヤード、豊橋南部浄水場に事業者が設置する脱水ケーキの重量を計測するためのトラックスケール及びそれらの付帯機器の総称をいいます。
- 【配管】 : 濃縮施設から脱水機棟まで及び脱水機棟から排水池まで等、構内において汚泥等を送る連絡管で、当該配管を構成する弁類、メーター等の一切を含むものをいいます。
- 【濃縮施設】 : 脱水処理施設等の前段施設で、排水池、排泥池、濃縮槽の総称をいいます。
- 【排水処理施設】 : 濃縮施設、脱水処理施設等及び天日乾燥床の総称をいいます。
- 【5 浄水場】 : 脱水処理施設等の設計・建設業務、脱水処理施設等の運営・維持管理業務及び脱水ケーキの再生利用に係る業務を事業範囲とする豊田浄水場、幸田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場の総称をいいます。
- 【天日乾燥床】 : 脱水処理施設等の設計・建設業務のケーキヤード等の整備及び脱水ケーキの排出と再生利用を事業範囲とする豊橋南部浄水場と蒲郡浄水場（工水）の天日乾燥床とケーキヤード等の総称をいいます。なお、天日乾燥床とは、重力ろ過脱水と蒸発により汚泥の乾燥を行うものをいいます。
- 【蒲郡浄水場（工水）】 : 蒲郡浄水場（工水）は、豊川浄水場の所管下にあり、独立した浄水場とは位置付けられていません。よって、本事業の対象浄水場としては位置付けていないとともに、本事業の対象となる浄水場を称する場合は、豊川浄水場（蒲郡）として、豊川浄水場と一体的に表現しています。
- 【一時支払金】 : 脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価の一部又は全てについて、県企業庁が調達し、脱水処理施設等の所有権が県企業庁に移転した後、事業者を支払われる費用をいいます。
- 【割賦支払金】 : 脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価として、県企業庁が事業者に対して支払う料金をいい、脱水処理施設等の設計及び建設業務に係る経費のうち一時支払金を除いた経費で構成されます。
- 【運営・維持管理業務】 脱水処理施設等の運営・維持管理業務、天日乾燥床の脱水ケーキ排出業務及び脱水ケーキの再生利用業務の総称をいいます。

- 【汚泥】 : 浄水処理工程で発生する細かな砂や泥を含む水をいいます。
- 【脱水ケーキ】 : 汚泥を脱水処理した後に発生する固形物をいいます。天日乾燥床から排出した汚泥も含まれます。
- 【再生利用】 : 脱水ケーキを製品等の原材料等の有用物とするため必要な処理を行い利用することをいい、有価利用と非有価利用に分けられます。
- 【有価利用】 : 事業者が脱水ケーキを県企業庁から有償で買い取り、自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属します。
- 【非有価利用】 : 県企業庁が脱水ケーキの処理を事業者に委託し、事業者の責任で再生利用を図ることをいい、それに係る費用については、事業者が提案した金額を、県企業庁が負担します。
- 【有価利用可能量】 : 事業提案書において事業者が提案する 1 事業年度に有価利用を行える最大量 (t・ds/年) をいいます。
- 【特許権等】 : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいいます。
- 【ホームページ】 : 豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設整備・運営事業のホームページをいいます。ホームページアドレスは、8 (4) に示します。
- 【関係者協議会】 : 本事業に関して県企業庁と事業者との間の協議を行うための機関をいい、県企業庁、事業者及び有識者等の第三者により構成されます。
- 【脱水前処理設備】 : 脱水機の脱水効率を高めることを目的として、濃縮槽と脱水機のあいだに設置する設備 (電気・機械・計装設備等を含む。) をいいます。事業者の提案に基づき、設置することができることとします。

表一 i 施設関連用語概念図

区分		内容		
排水処理施設	濃縮施設		排水池、排泥池、濃縮槽	
	脱水処理施設等	脱水機棟		脱水設備を納める建物 (付帯する機械、電気設備等を含む。)
		脱水設備等	脱水設備	脱水機 (電気・機械・計装設備を含む。) と脱水前処理設備 (電気・機械・計装設備等を含む。)
			配管	脱水機棟内の連絡管 (弁類、メーター等を含む。)
	天日乾燥床		汚泥の重力ろ過脱水と蒸発による乾燥を行うもの	

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業

イ 事業に供される公共施設の種類

愛知県豊田浄水場、幸田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場の各脱水処理施設等と豊橋南部浄水場と蒲郡浄水場（工水）の天日乾燥床

ウ 公共施設の管理者

愛知県公営企業管理者 企業庁長 山川 利治

エ 事業目的

県企業庁が実施する水道用水供給事業及び工業用水道事業については、県人口の増加や生活水準の向上並びに産業活動の発展とともに着実に整備・推進してきましたが、社会・経済情勢の大きな変化にともない、より効果的かつ効率的な事業運営が求められています。

また、浄水処理にともなって発生する汚泥については、安定的に脱水処理できることとともに、近年の廃棄物処分場の不足及び環境保全に及ぼす影響を考慮すると、減量化及び再生利用化を進めることが、水道の安定供給等を確保するための重要な課題の一つとなっています。

こうした中で、県企業庁では、県営浄水場における浄水処理工程で発生する汚泥を脱水機や天日乾燥により脱水処理しており、特に近年は、機械脱水処理した脱水ケーキのほぼ全量を、有価により有効に利用しています。

しかしながら、多くの脱水機が老朽化による更新時期を迎えています。また、環境への配慮、新技術の導入、県民等が享受できるサービス価値の最大化などの水道用水供給事業及び工業用水道事業への要請が多様化・複雑化している一方で、そのサービス創出のために投下するコストを最小限に抑える必要性が高まっている中、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用し、公共と民間が連携して課題解決に努める必要があると考えています。

そこで県企業庁では、総事業費の削減、財政支出の平準化及び脱水ケーキの再生利用の促進を図ることを目的に、西三河地域と東三河地域における6浄水場の脱水設備等の更新・増設と運営・維持管理等を進めるうえで、PFIを導入することとしました。

オ 事業概要

(ア) 本事業の対象となる施設

本施設の主要施設の概要は下記のとおりです。

a 5 浄水場における脱水処理施設等の現況

<p>豊田浄水場 ※計画給水量 上水：231,000m³/日</p>	脱水機棟		<p>脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年建設 ・1階RC造、2,3階S造の3階建て ・延床面積948m²
	脱水設備等	脱水設備	<p>脱水機（1台）</p> <p>◎1号脱水機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年設置 ・長時間型 ろ布面積800m²/台 <p>周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）</p>
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
<p>幸田浄水場 ※計画給水量 上水：89,000m³/日</p>	脱水機棟		<p>脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年建設 ・S造、一部RC造の2階建て ・延床面積660m²
	脱水設備等	脱水設備	<p>脱水機（2台）</p> <p>◎1号脱水機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和61年設置 ・長時間型 ろ布面積260m²/台 <p>◎2号脱水機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年設置 ・長時間型 ろ布面積280m²/台 <p>周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）</p>
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
<p>安城浄水場 ※計画給水量 工水：300,000m³/日</p>	脱水機棟		<p>脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和49年建設、平成6年増築 ・RC造の地下1階地上2階建て ・延床面積2,098m²
	脱水設備	脱水設備	脱水機（4台）

	等		◎4,5号脱水機 ・平成5年設置 ・長時間型 ろ布面積 400m ² /台 ◎6号脱水機 ・平成6年設置 ・長時間型 ろ布面積 400m ² /台 ◎7号脱水機 ・平成7年設置 ・長時間型 ろ布面積 400m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

豊橋浄水場 ※計画給水量 上水：104,900m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和52年建設 ・地下RC造、地上S造の地下1階地上2階建て ・延床面積 927m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（3台） ◎1,2号脱水機 ・昭和52年設置 ・短時間型 ろ布面積 133m ² /台 ◎3号脱水機 ・平成15年設置 ・短時間型 ろ布面積 218m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

豊川浄水場 ※計画給水量 上水：86,000 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和51年建設 ・地下RC造、地上S造の地下1階地上2階建て ・延床面積 602m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（2台） ◎1号脱水機 ・平成18年設置 ・長時間型 ろ布面積 200m ² /台 ◎2号脱水機 ・平成7年設置 ・長時間型 ろ布面積 200m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）

		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
--	--	----	------------------------

b 天日乾燥床の概況

豊橋南部浄水場 ※計画給水量 上水：76,500m ³ /日 工水：74,000m ³ /日	天日乾燥床	◎432m ³ ×6 池（上水 2 池、工水 4 池） ・RC 構造 27m×20m×0.8m（1 池あたり） ・上水（昭和 59 年築造） ・工水（昭和 52 年、平成 3 年竣工） ◎432m ³ ×2 池 ・RC 構造 27m×20m×0.8m（1 池あたり） ・平成 22 年度に築造予定
蒲郡浄水場（工水） ※計画給水量 工水：44,000m ³ /日	天日乾燥床	◎315m ³ ×3 池 ・RC 構造 12m×15m×1.75m（1 池あたり） ・昭和 49 年竣工

(イ) 事業方式

5 浄水場については、P F I 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに脱水処理施設等の設計、建設を行った後、県企業庁に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営・維持管理業務を行う方式（B T O（Build Transfer Operate））により実施することとします。

事業者は、5 浄水場の既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を行うとともに、「資料 6 脱水処理施設等増設・更新計画」に示した年度に、脱水機棟の改修並びに脱水設備等の増設・更新を行うこととします。

豊橋南部浄水場については、事業者が自らの提案をもとにケーキヤード等の設計、建設を行った後、県企業庁に所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務と脱水ケーキの再生利用業務を行う方式（B T O（Build Transfer Operate））により実施することとします。

蒲郡浄水場（工水）については、P F I 法に基づき、事業期間中に事業契約書に示される内容の天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務と脱水ケーキの再生利用業務を行う方式（O（Operate））により実施することとします。

(ウ) 事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。

a 設計・建設業務

- ・事前調査及びその関連業務
- ・ケーキヤード等の整備
- ・幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟の改修に係る設計

- ・生活環境影響調査
- ・5 浄水場における脱水設備等の増設、更新に係る設計
- ・脱水処理施設等の工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟の改修に係る工事
- ・5 浄水場における脱水設備等の増設、更新に係る工事（既設の脱水設備等の撤去を含む。）
- ・工事監理
- ・竣工後に県企業庁が行う検査等への協力

b 運営・維持管理業務

(a) 脱水処理施設等の運営・維持管理業務

- ・脱水処理施設等の運転
- ・脱水処理施設等の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
- ・警備
- ・濃縮槽からの汚泥引き抜き（運転・計量等の管理業務）
- ・濃縮施設の運転支援
- ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）
- ・県企業庁への引継ぎ

(b) 天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務

- ・脱水ケーキの排出
- ・脱水ケーキ排出後の補砂と敷均し
- ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）
- ・ケーキヤード等の維持管理

(c) 脱水ケーキの再生利用業務

- ・脱水ケーキの再生利用
- ・脱水ケーキの搬出

カ 事業期間

本事業の事業期間は、平成 23 年 4 月から平成 43 年 3 月までの 20 年間とします。

キ 事業スケジュール（予定）

(ア) 事業契約の締結 平成 23 年 2 月

(イ) 脱水処理施設等の設計・建設

「資料 6 脱水処理施設等増設・更新計画」参照

(ウ) 脱水処理施設等の運営・維持管理

平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月

(エ) 天日乾燥床の脱水ケーキの排出

平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月

(オ) 脱水ケーキの再生利用

平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月

ク 事業者の収入に関する事項

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する設計・建設業務に係る対価、運営・維持管理業務に係る対価から構成されます。また、事業者が脱水ケーキを有価により再生利用したことによって得る収入は事業者の収入とします。

(ア) 設計・建設業務に係る対価

県企業庁は、設計・建設業務に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を、一時支払金及び割賦支払金により事業者に支払います。(詳細は「資料7 サービス購入料の支払いについて」参照)

なお、平成 30 年度以降における脱水処理施設等の更新等業務と平成 23 年度の豊橋南部浄水場のケーキヤード等の整備業務に係る対価については、全額一時支払金として支払うものとします。

(イ) 運営・維持管理業務に係る対価

県企業庁は、運営・維持管理業務に係る対価について、事業契約書において定める額を、事業期間にわたり事業者に支払います。なお、脱水処理施設等の運営・維持管理業務と天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払います。また、脱水ケーキの再生利用業務に係る対価は、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合において、その量に応じた金額を支払います。

なお、5 浄水場における脱水処理施設等の、脱水設備等の更新時期まで県企業庁より引き継いで事業者が運営・維持管理を行う既存の脱水設備等については、入札時において事業者が運営・維持管理計画を提案するにあたり事業者が予測できない事由によって追加的に補修費が発生した場合、協議の上、県企業庁が追加費用を支払います。

また、近隣の市町から水道汚泥の引き取りを要請された場合、事業者の責任と費用のもとで、引き取りが可能と事業者が判断し、県企業庁の了解を得た上で、必要となる措置を執るとともに市町の水道汚泥の脱水処理を引き受け、係る対価を市町より収入として得ることも可能とします。

ケ 事業に必要な法令等の遵守

県企業庁及び事業者は、本事業を実施するに当たり、P F I 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

ア 特定事業の選定に当たっての考え方

県企業庁は、PFI法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」などを踏まえ、県企業庁自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定します。

イ 特定事業の選定手順

特定事業の選定は次の手順により客観的評価を行います。

(ア) 公共負担の定量的評価

本事業を県企業庁自らが実施する場合の公共負担額とPFIで実施する場合の公共負担額を比較することにより評価します。

(イ) 定性的評価

本事業をPFIで実施する場合で、施設の設計、建設、運営及び維持管理の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価します。

(ウ) 総合評価

上記の定量的評価、定性的評価並びに本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業をPFIで実施することの適否を評価します。

ウ 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかに平成22年1月(予定)に愛知県公報及びホームページにおいて公表します。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表します。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設及び運営・維持管理の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令372号)が適用されます。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

スケジュール (予定)	内 容
平成21年11月13日	① 実施方針等の公表
平成21年11月25日	② 実施方針等に関する説明会
平成21年11月26日～27日	③ 第1回現地見学会
平成21年11月～12月	④ 脱水実験等に使用する汚泥の提供
平成21年11月25日～12月1日	⑤ 実施方針等に関する質問、意見・提案の受付
平成21年12月22日	⑥ 実施方針等に関する質問回答の公表
平成22年2月	⑦ 特定事業の選定の公表
平成22年2月	⑧ 入札説明書(案)等の公表
平成22年2月～3月	⑨ 入札説明書(案)等に関する質問受付
平成22年3月	⑩ 入札説明書(案)等に関する質問回答の公表
平成22年4月	⑪ 入札公告、入札説明書等の公表・交付
平成22年4月	⑫ 入札説明書等に関する説明会
平成22年4月～5月	⑬ 第2回現地見学会
平成22年5月～6月	⑭ 入札説明書等に関する質問受付・回答の公表
平成22年6月	⑮ 参加表明書の受付、参加資格の確認
平成22年7月	⑯ 資格審査結果の通知及び公表
平成22年8月	⑰ 事業提案書の受付
平成22年10月	⑱ 落札者の決定及び公表
平成22年11月	⑲ 基本協定の締結
平成23年2月	⑳ 事業者との事業契約締結

(3) 応募手続き等

ア 実施方針等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針等に関する説明会を開催します。

[説明会]

開催日時 平成21年11月25日(水)14時00分から(受付開始:13時30分から)

開催場所 愛知県自治センター11階 大会議室

(来場の際は、公共交通機関利用のこと)

実施方針等に関する説明会への参加希望者は、実施方針等に関する説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、FAX又は電子メールにより提出すること。参加者は各社2名程度までとします。

申込期限 平成21年11月20日(金)17時00分まで

申込先 愛知県企業庁水道事業課

FAX 052-954-6957

メールアドレス kigyo - suiiji@pref.aichi.lg.jp

イ 第 1 回現地見学会

希望者を対象に、以下のとおり、第 1 回現地見学会を開催します。

[見学会]

開催日時	平成 21 年 11 月 26 日 (木)	
開催場所・時間	豊田浄水場	9 時 30 分から
	幸田浄水場	13 時 00 分から
	安城浄水場	15 時 30 分から
集合場所	各浄水場管理棟前	
開催日時	平成 21 年 11 月 27 日 (金)	
開催場所・時間	豊川浄水場	9 時 30 分から
	蒲郡 (工水) 浄水場	11 時 30 分から
	豊橋浄水場	14 時 00 分から
	豊橋南部浄水場	16 時 30 分から
集合場所	各浄水場管理棟前	

第 1 回現地見学会への参加希望者は、第 1 回現地見学会参加申込書 (様式 4) に必要事項を記入し、F A X 又は E メールにより提出すること。参加者は各社 3 名程度までとします。

申込期限 平成 21 年 11 月 20 日 (金) 17 時 00 分まで
申込先 愛知県企業庁水道事業課
F A X 052-954-6957
メールアドレス kigyo - suiiji @pref.aichi.lg.jp

ウ 脱水実験等に使用する汚泥の提供

民間事業者による脱水設備の規模の算定等に必要なデータの収集に資するため、希望者に対し、脱水実験等に使用する汚泥及び脱水ケーキを提供します。申し込み方法等は資料 4 のとおりとします。

エ 実施方針等に関する質問受付、回答公表

平成 21 年 11 月 25 日 (水) から 12 月 1 日 (火) までの間、愛知県企業庁水道事業課において、実施方針等に関する質問を受け付けます。なお、本事業の P F I に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

質問の提出方法、書式等については、様式 2 を参照すること。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 21 年 12 月 22 日 (火) にホームページにおいて公表する予定です (ただし、質問者名は公表しません)。

オ 実施方針等に関する意見・提案の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成 21 年 11 月 25 日（水）から 12 月 1 日（火）までの間、愛知県企業庁水道事業課において、実施方針等に対する意見や募集に当たっての具体的な提案等を受け付けます。

意見・提案の提出方法、書式等については、様式 3 を参照すること。

なお、県企業庁は、提出された意見・提案に関して、意見・提案者の承諾を得たものについてはホームページにより公開しますが、個別に回答は行わないものとします。また、民間事業者等から提出のあった意見・提案のうち、県企業庁が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがあります。

カ 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者等の意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがあります。

なお、変更を行った場合には、ホームページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示します。

キ 特定事業の選定の公表

県企業庁は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業を P F I 事業として実施すべきか否かを評価し、P F I 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表します。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表します。

ク 入札説明書（案）等に対する質問受付・回答公表

入札説明書（案）等に関する質問を、愛知県企業庁水道事業課において受け付けます。なお、本事業の P F I に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

入札説明書（案）等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表します。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、ホームページで示します。

ケ 入札公告、入札説明書等の公表・交付

県企業庁は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、入札公告を行い入札説明書等を公表・交付します。

コ 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催します。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示します。

サ 第2回現地見学会

希望者を対象に、第2回現地見学会を開催します。なお、現地見学会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示します。

シ 入札説明書等に対する質問受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を、愛知県企業庁水道事業課において受け付けます。なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表します。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示します。

ス 参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求めます。資格審査の結果は、応募者に通知します。また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。なお、資格審査を通過しなかった応募者は、県企業庁に対してその理由について書面により説明を求めることができます。

セ 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求めます。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。

ソ 入札のとりやめ等

県企業庁が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県企業庁は入札の執行を延期もしくはとりやめることがあります。

(4) 応募者等の参加・資格要件

ア 応募者等の参加要件

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の(ア)～(カ)の要件を満たすこと。また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の(ア)～(カ)の要件を満たすこと。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加できないものとします。ただし、脱水ケーキの再生利用業務に当たる者に限り、業者数が限定され、重複せざるを得ない特

殊な業務であることから、応募グループの協力会社となった企業が同時に他のグループにおける当該業務の協力会社となることは可能とします。なお、脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業は、応募グループの構成員になれないものとします。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 愛知県企業庁から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (オ) 県企業庁が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社長大並びに株式会社長大が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社東京設計事務所及び東京丸の内・春木法律事務所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (カ) 2（5）アの委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

注）「資金面若しくは人事面において関連がある者」とは、次の a、b 又は c に該当する者です。

- a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）
- b 当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- c その他当該受託者と特別な提携関係があると認められる者

イ 応募者等の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち脱水処理施設等の設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む）は、それぞれ以下の該当する要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施できることとします。

- (ア) 脱水機棟の設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

- a 平成 22 年度及び平成 23 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。
- b 手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと等経営状況が健全であること。
- c 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 脱水設備等の設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- a 上記イ（ア） a に同じ。
- b 上記イ（ア） b に同じ。
- c 国、地方公共団体、公団、公社等（以下「国等」という。）が発注する設計において、過去 10 年間（平成 12 年 4 月 1 日から参加申込書を提出する前日まで。）に、元請として次に掲げる同種又は類似の委託業務を完了した実績があること。なお、複数の者が機械設備と電気設備に係る設計を分担して行う場合は、それぞれの者が、分担する設備に係る設計業務実績を有していること。

同種委託業務の内容

- ・公称能力 10,000m³/日以上浄水場の脱水設備等の機械設備と電気設備に係る設計業務委託

類似委託業務の内容

- ・公称能力 10,000m³/日以上汚水処理場の脱水設備等の機械設備と電気設備に係る設計業務委託

(ウ) 脱水処理施設等の建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- a 平成 22 年度及び平成 23 年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿のうち、「建設工事」に登録され、建築工事業、機械器具設置工事業及び電気工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。なお、複数の者が業務を分担して行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。
- b 平成 22 年度及び平成 23 年度の愛知県企業庁における入札参加資格の認定において、認定された経営事項評価点数が建築工事業については 650 点以上、機械器具設置工事業については 900 点以上であること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。
- c 上記イ（ア） b に同じ。

(エ) 排水処理施設等の運営・維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと。

- a 平成 22 年度及び平成 23 年度の物件の製造等に係る愛知県競争入札参加資

格者名簿において、大分類「03 役務の提供等」、中分類「01 建物等各種施設管理」、小分類「08 上・下水道施設管理」のうち「01 上水道施設管理（運転・点検・保守）」もしくは「02 下水道施設管理（運転・点検・保守）」に登録されている者であること。

- b 上記イ（ア）bに同じ。
- c 国等が発注する維持管理において、過去10年間（平成12年4月1日から参加申込書を提出する前日まで。）に、元請として次に掲げる同種又は類似の委託業務を完了した実績があること。

同種委託業務の内容

- ・公称能力10,000m³/日以上浄水場の脱水設備等の維持管理業務委託

類似委託業務の内容

- ・公称能力10,000m³/日以上汚水処理場の脱水設備等の維持管理業務委託

ウ 応募者の構成員等の変更

応募企業若しくは応募グループの構成員及び協力会社が、資格審査通過時点から落札者決定前までに上記（4）ア及びイを欠くような事態が生じた場合は失格とします。

参加表明書により参加の意思を表明した応募企業若しくは応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めませんが、県企業庁が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとします。

（5）提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、県企業庁は、学識経験者で構成する愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。委員会の意見を受けて県企業庁が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示します。

また、県企業庁は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

なお、県企業庁又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。

イ 委員会の構成

県企業庁が設置した委員会は、以下6名の委員により構成されます。

委員長 奥野 信宏（中京大学理事・総合政策学部長）

副委員長 藤澤 敏治（名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻）

材料工学分野教授)

委員	山本 一道	(弁護士)
委員	三井 哲	(名古屋学院大学商学部教授)
委員	中西 肇	(愛知県総務部次長)
委員	鎌田 猛	(愛知県企業庁技術監)

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

ウ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施します。(詳細は「資料10 落札者決定基準の考え方」参照)

(ア) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県企業庁は入札説明書等で示した参加要件、資格要件及び実績についての確認審査を行います。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなります。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示します。

(イ) 提案審査

a 基礎審査

県企業庁及び委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

まず県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

次いで県企業庁及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的条件及び要求水準について満足していることの確認を行います。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示します。

b 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示します。

- ・事業の信頼性・安定性に関する事項
- ・設計・建設及び脱水設備等の能力に関する事項

- ・脱水設備等の運転業務及び脱水処理施設等の維持管理業務に関する事項
- ・脱水ケーキの再生利用業務に関する事項
- ・入札価格に関する事項 等

エ 落札者の決定・公表

県企業庁は、落札者を決定した場合には、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

また、落札者が落札者決定時から事業契約締結時までに、上記（４）ア及びイを欠くような事態が生じた場合は失格とします。

ただし、代表企業以外の構成員及び協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、県企業庁との協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認めることとします。

オ 事業者の選定

県企業庁と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行います。なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。

カ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者あるいは入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も県企業庁の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと県企業庁が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

（６）契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の概要

県企業庁と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

イ 特別目的会社の設立等

落札者は、原則として会社法に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を事業契約締結前までに愛知県内に設立することとします。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできません。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとすること。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとし、

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有す

るものとし、県企業庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

ウ 事業契約の概要

事業契約は、施設の設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成 43 年 3 月までの契約とする予定です。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

県企業庁が示した図書の著作権は県企業庁に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。なお、県企業庁は、本事業においての公表時及びその他県が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を使用できるものとし、ます。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担します。

ただし、県企業庁が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、県企業庁が責任を負担します。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、運営及び維持管理上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、県企業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県企業庁が責任を負います。

予想されるリスク及び県企業庁と事業者の責任分担は、原則として「資料 2 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、事業契約書案に提示します。

(2) 要求する性能等

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の設計、建設、運営及び維持管理を行います。

なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、本事業において実

施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示します。

(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行すること。なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとします。

なお、詳細については入札説明書等において示します。

(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

ア モニタリングの目的

県企業庁は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行います。

イ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定めます。

ウ モニタリングの実施時期及び概要

(ア) 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

(イ) 工事施工に関するモニタリング

事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けること。また、事業者は、県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けること。

(ウ) 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録を用意し、現場で県企業庁の確認を受けること。この際、県企業庁は、施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができます。

(エ) 運営・維持管理業務に関するモニタリング

県企業庁は、運営・維持管理業務において、定期的にその実施状況を確認します。

(オ) 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告すること。

4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件に関する事項

区 分	項 目	概 要
5 浄水場	事業計画地	豊田浄水場 : 愛知県豊田市浄水町原山 62 幸田浄水場 : 愛知県額田郡幸田町大字坂崎字楠木 23-4 安城浄水場 : 愛知県安城市福釜町道田 44 豊橋浄水場 : 愛知県豊橋市東小鷹野 2-9-1 豊川浄水場 : 愛知県豊川市平尾町五反田 26-30
	事業実施敷地面積	豊田浄水場 : 約 1,100m ² 幸田浄水場 : 約 1,500m ² 安城浄水場 : 約 2,700m ² 豊橋浄水場 : 約 700m ² 豊川浄水場 : 約 600m ²
	都市計画用途区分	豊田浄水場 : 市街化調整区域 幸田浄水場 : 市街化調整区域 安城浄水場 : 市街化調整区域 豊橋浄水場 : 第二種低層住居専用地域 豊川浄水場 : 市街化調整区域
天日乾燥床	事業計画地	豊橋南部浄水場 : 愛知県豊橋市老津町山田 1 番地 豊川浄水場 (蒲郡) : 愛知県蒲郡市清田町五反田 52-1
	事業実施敷地面積	豊橋南部浄水場 : 約 3,800m ² 豊川浄水場 (蒲郡) : 約 700m ²
	都市計画用途区分	豊橋南部浄水場 : 市街化調整区域 豊川浄水場 (蒲郡) : 市街化調整区域

(2) 施設の設計要件等に関する事項

ア 脱水機棟に関する要件

5 浄水場における既設の脱水機棟については、事業終了後も県企業庁において使用する予定であることから、脱水設備等の更新後の機器荷重や変更耐荷重性等も反映したうえで、事業終了後 10 年程度使用できる耐久性を有する構造とするための措置を講じること。

また、幸田浄水場及び豊橋浄水場における既設の脱水機棟については、地震動レベル 2 相当の大地震に対し、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」(平成 8 年度版)に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類をⅡ類、重要度係数 (I) を 1.25 以上とし、想定地震動を一次設計 (中地震動) と二次設計 (大地震動) の耐震性能を有する耐震補強工事を行うこと。

イ 脱水設備等に関する要件

事業者は「資料6 脱水処理施設等増設・更新計画」に定める年度に、要求水準書で示す計画給水量、計画固形物量・送泥濃度・送泥量等に基づき、必要な脱水設備等の増設及び更新を行うこと。

具体的には、脱水設備等には次の要件等を満たすこと。

- (ア) 無薬注方式とすること。
- (イ) 脱水ケーキの再生利用を促進するために適切な含水率を維持できる脱水能力を有すること。
- (ウ) 既設の脱水設備等と併用して管理運転が可能なこと。
- (エ) 脱水機からのろ液が、排水池の管理運転に著しい悪影響を与えないこと。

(3) 脱水ケーキの再生利用

事業者は、5 浄水場の脱水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量を、事業期間中、自らの提案にしたがって再生利用します。天日乾燥床から排出した脱水ケーキについては、県企業庁が指定した売却先へ有価利用の形態となるように再生利用するとともに、事業期間中、自らの提案に応じて再生利用します。(詳細は「資料8 脱水ケーキの再生利用業務について」参照)

浄水場の脱水処理施設等の中で行える脱水ケーキの加工作業としては、脱水ケーキの乾燥、破砕、造粒、袋詰め等の工程までとし、浄水場外から水道汚泥以外の原料を搬入して混合するような加工はできません。

(4) 生活環境影響調査

本事業における施設整備は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく「生活環境影響調査」の対象となります。事業者は本事業の「生活環境影響調査」を実施すること。

なお、本事業は環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはなりません。

5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、県企業庁と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約書等に定める県企業庁の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県企業庁は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めるとします。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県企業庁は、事業契約を解除することができます。

イ 県企業庁の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができます。

ウ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県企業庁及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

(3) 融資機関と県企業庁との協議

事業の継続性を確保する目的で、県企業庁は、事業者に対し資金供給を行う融資機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがあります。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、県企業庁と事業者で協議を行います。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 一時支払金

県企業庁は、設計・建設業務に係る対価のうち、一部若しくは全額を一時支払金として支払う予定です(詳細は「資料7 サービス購入料の支払いについて」参照)。

5浄水場における脱水処理施設等の、平成26年度までに実施される増設・更新等業務については、所有権を県企業庁に移転した後、係る対価の3分の1に消費税及び地方消費税を加えた額を支払う予定です。平成30年度以降に実施される更新業務と平成23年度に実施される豊橋南部浄水場のケーキヤード等の整備業務については、係る対価の全額に消費税及び地方消費税を加えた額を支払う予定です。詳細は、入札説明書等にて示します。

ウ 国庫補助金

本事業は国庫補助金交付要綱の国庫補助対象施設であるため、県企業庁は事業者を支払う一時支払金の一部に、国庫補助金を充てることを想定しています。

したがって、事業者は県企業庁が行う国庫補助申請業務を支援するとともに、検査業務に協力すること。

(3) その他の支援に関する事項

県企業庁は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行います。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、ホームページを通じて適宜行います。

(2) 県議会の議決

県企業庁は、債務負担行為の設定に関する議案を平成22年2月定例県議会に提出する予定です。

(3) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

(4) 問合せ先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話(ダイヤルイン) 052-954-6683

メールアドレス kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/suido/>

様式 1

平成 年 月 日

実施方針等に関する説明会参加申込書

豊田浄水場始め6浄水場処理施設設備・運営事業の実施方針等に関する説明会に参加を申し込みます。

会社名	
所属	
所在地	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
参加者名 (2名程度まで)	

注) 提出方法は、原則として電子メール(ファイル添付)にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。

実施方針等に関する質問書

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業の実施方針と要求水準書（案）に関して以下の質問がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項
例	実施方針	9	2	(3)	エ			質問方法	「実施方針 ●頁 ●●●」の内容についての質問事項がある場合には、左記のように記入してください。
1									
2									
3									
4									
5									

※記入上の注意

- ・同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・質問が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。
- ・提出方法は、原則として電子メール（ファイル添付）にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。
- ・ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。

実施方針等に関する意見・提案書

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業の実施方針と要求水準書（案）に関して以下の意見・提案がありますので提出します。

会社名	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	意見・提案事項	公開
例	実施方針	9	2	(3)	エ			質問方法	「実施方針 ●頁 ●●●」の内容についての意見・提案事項がある場合には、左記のように記入してください。 公開を承諾する場合は「公開の承諾」欄に“○”を付し、承諾しない場合は“×”を付してください。	○
1										
2										
3										
4										
5										

※記入上の注意

- ・ 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・ 質問が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。
- ・ 提出方法は、原則として電子メール（ファイル添付）にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。
- ・ ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。

様式 4

平成 年 月 日

第 1 回現地見学会参加申込書

豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設整備・運営事業の第 1 回現地見学会に参加を申し込みます。

会社名	
所属	
所在地	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
参加者名 (3名程度まで)	

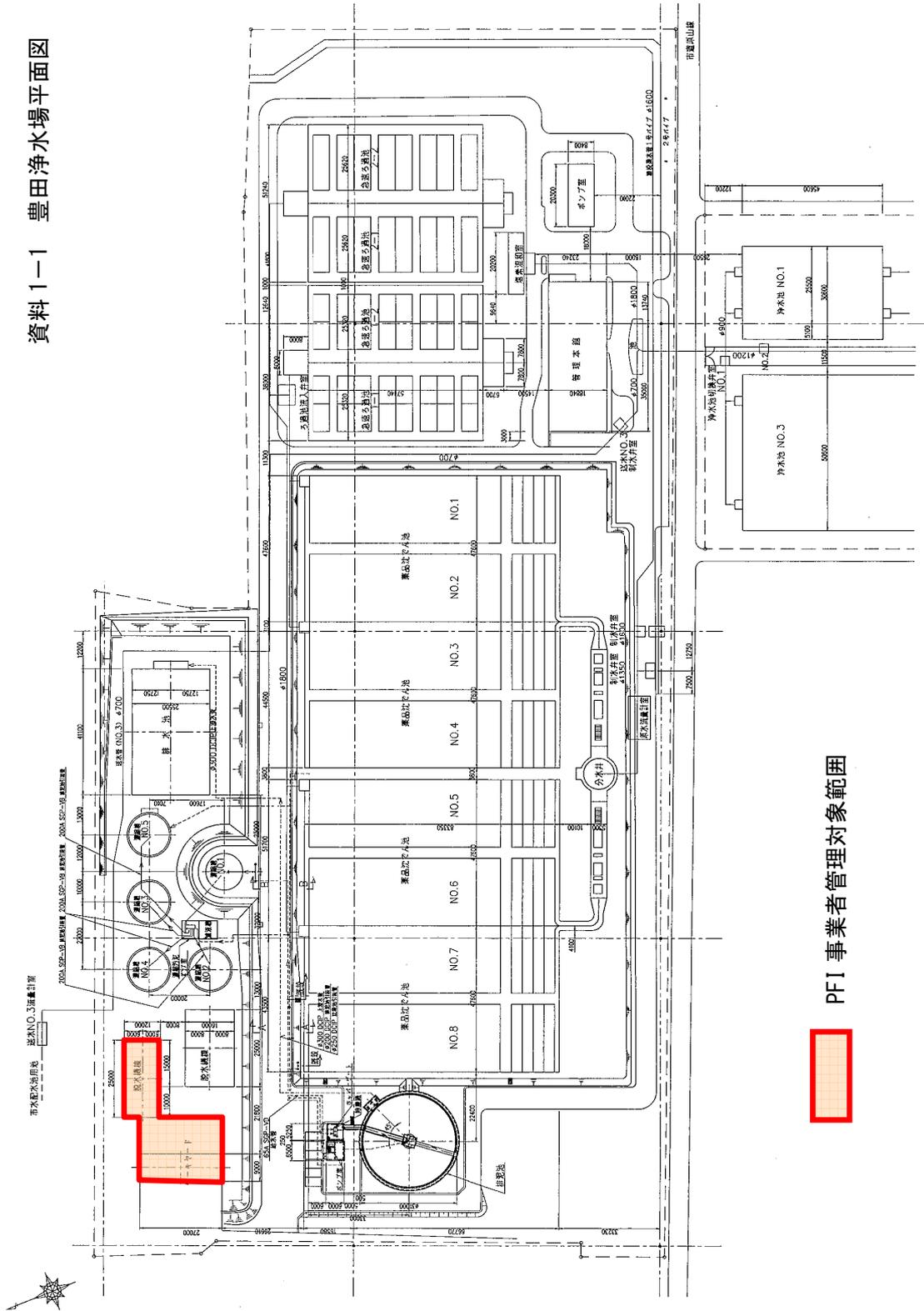
注) 提出方法は、原則として電子メール (ファイル添付) にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。

汚泥提供申込書

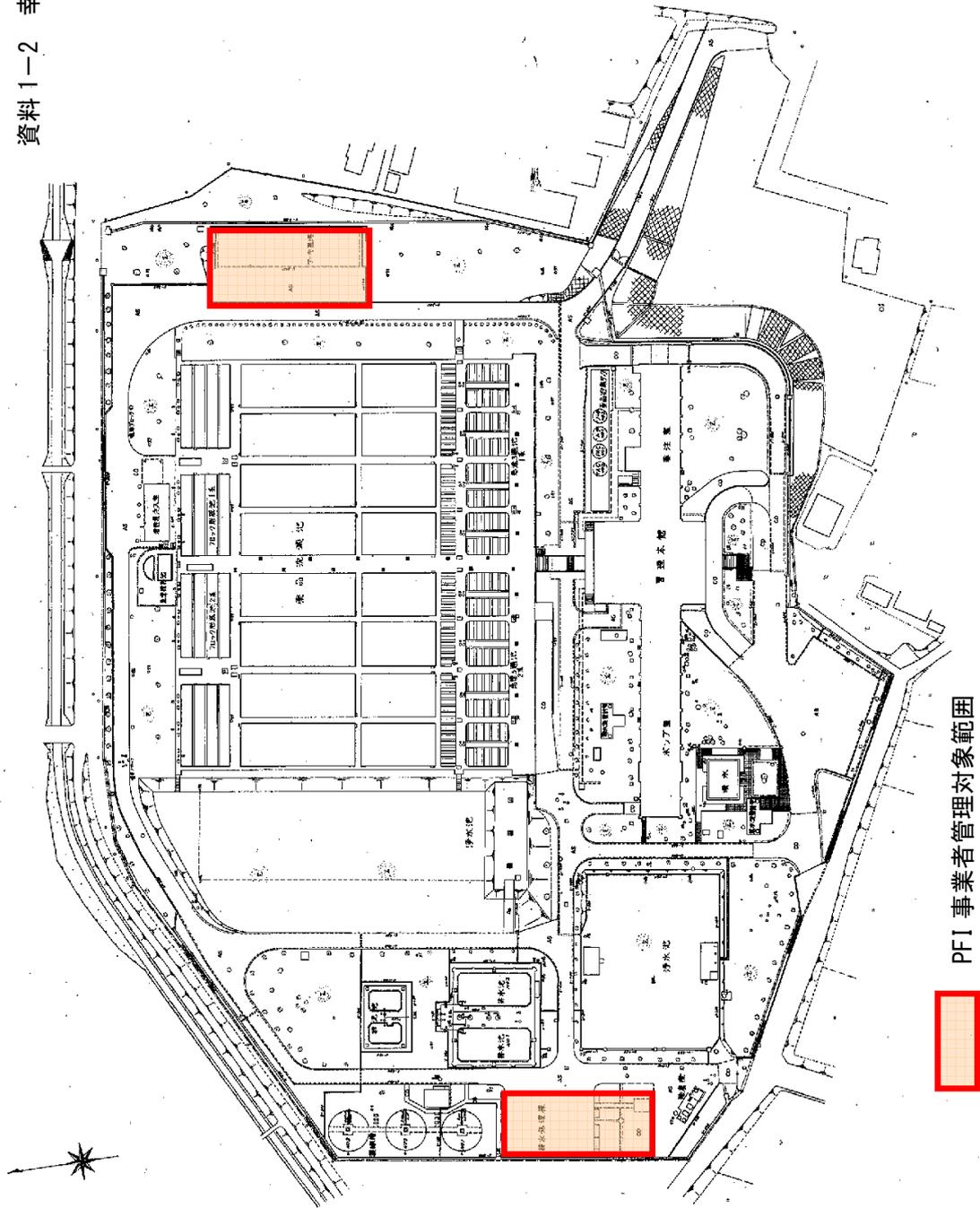
事業者名	
責任者名	
連絡先	所在地 電話番号 F A X 番号 メールアドレス
汚泥提供希望日時	月 日 () 時
希望する汚泥の量	
汚泥の運搬方法	
脱水実験等後の汚泥の処分方法	

- ※ 提出方法は、原則として電子メール（ファイル添付）にて愛知県企業庁水道事業課に提出のこと。なお、ファイル形式は Microsoft Word とすること。
- ※ 汚泥の搬出から処分まで責任を負う者を明記すること。また、責任者は汚泥提供場所に必ず立ち会うこと。
- ※ 脱水実験等に係る実施計画書を本様式とあわせて提出すること。様式は任意。
- ※ 汚泥の運搬方法及び脱水実験等後の処分方法については、具体的に記載すること。当該項目の記載内容が不明瞭又は不適切な場合は汚泥を提供できないことがある。

資料1-1 豊田浄水場平面図

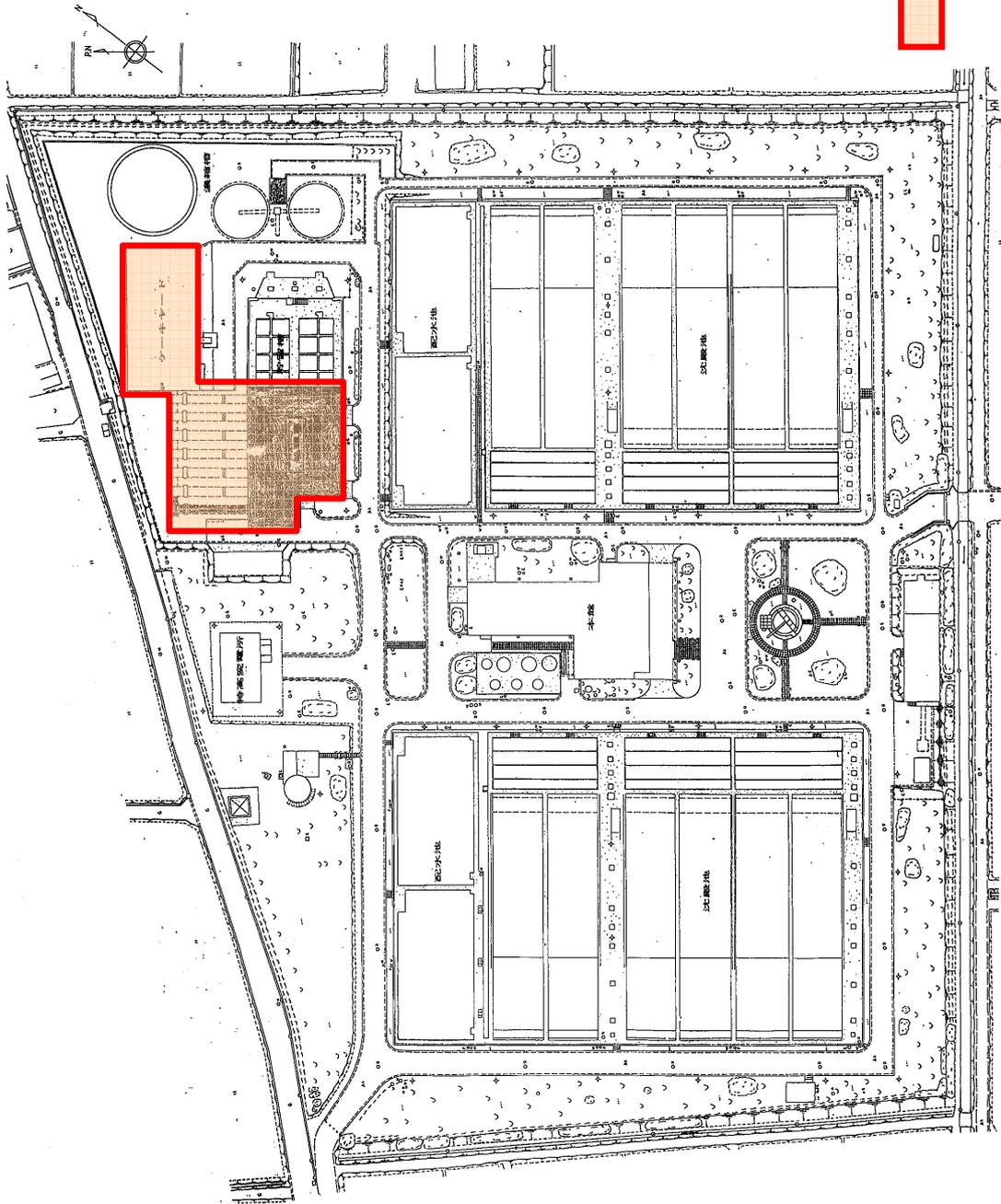


資料1-2 幸田浄水場平面図



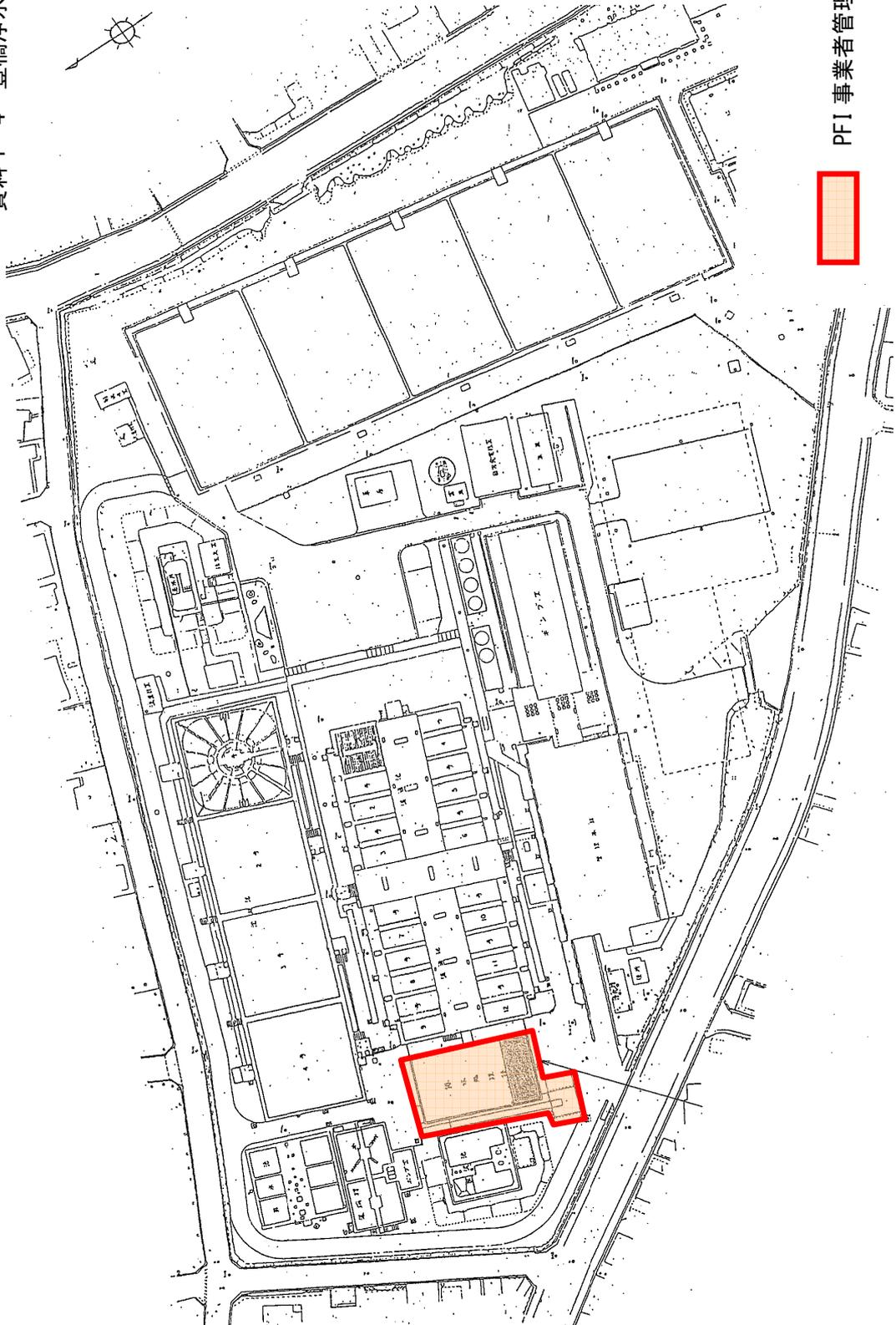
PFI 事業者管理対象範囲

資料 1-3 安城浄水場平面図



PFI 事業者管理対象範囲

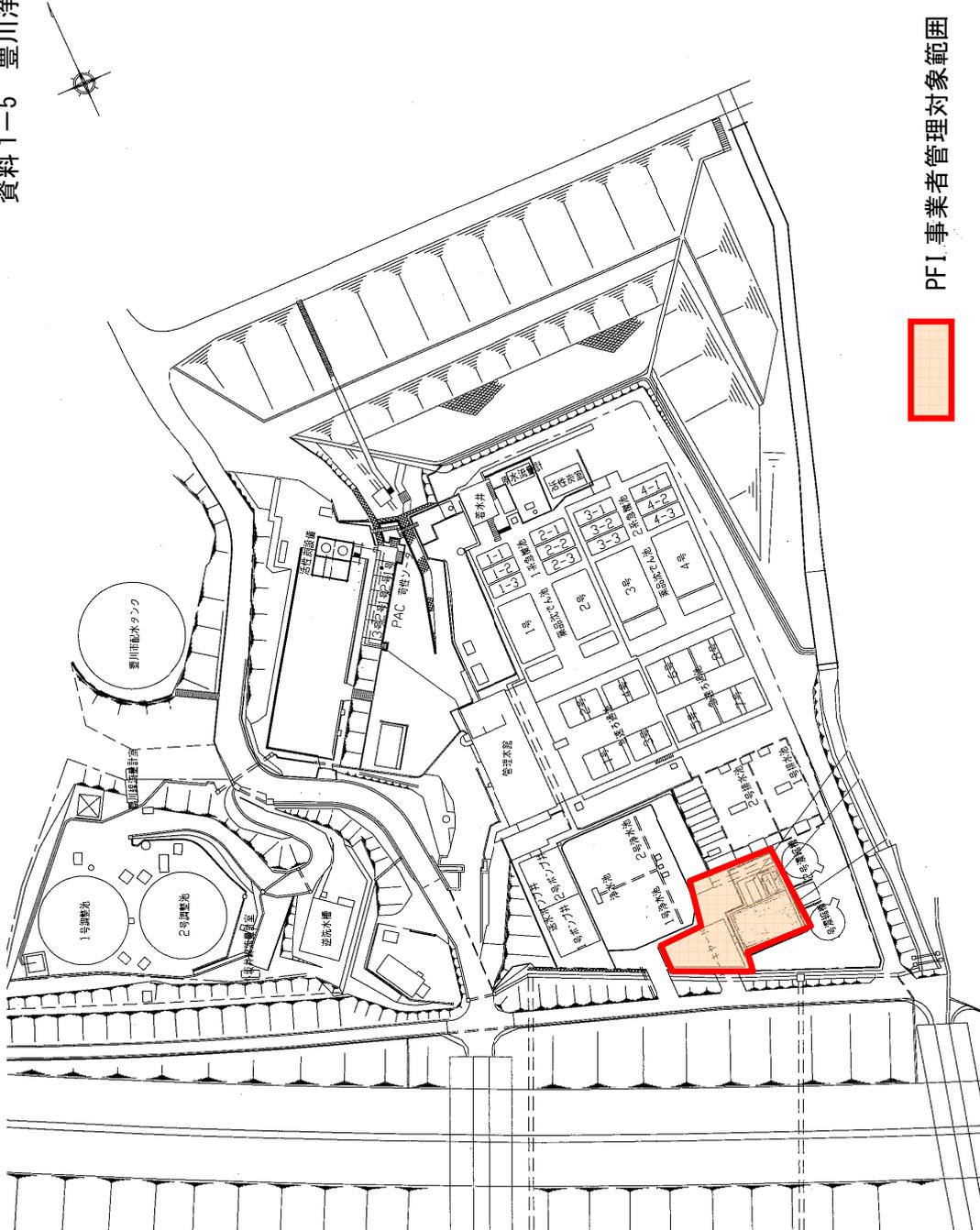
資料1-4 豊橋浄水場平面図



PFI 事業者管理対象範囲



資料1-5 豊川浄水場平面図



 PFI 事業者管理対象範囲

資料2 リスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容		分 担 者		
				県企業庁	事業者	
共通	入札説明書等リスク	1	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの		○	
	契約リスク	2	県企業庁と事業者との間で契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合		○	○
	要求性能未達リスク	3	要求性能不適合（施工不良含む）			○
	施設瑕疵リスク	4	事業期間開始前から存した施設の瑕疵		○	
		5	事業期間中に生じた施設の瑕疵	既設の脱水処理施設等に関するもの	○	
	増設、更新した脱水処理施設等に関するもの				○	
	法制度リスク	6	本事業に直接関係する法制度の変更		○	
		7	本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の変更			○
	許認可リスク	8	許認可の遅延に関するもの（県企業庁申請分）		○	
		9	許認可の遅延に関するもの（事業者申請分）			○
	税制度リスク	10	税制度に関するもの		△	○
	住民対応リスク	11	施設の設置に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの		○	
		12	事業者による工事、調査及び施設の運営に起因する住民対応に関するもの			○
	環境問題リスク	13	有害物質の排出・漏洩・工事に伴う水枯れ、悪臭、環境協定違反等			○
	第三者賠償リスク	14	事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等			○
	債務不履行リスク	15	事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での事業者（構成員）の変更			○
		16	県企業庁側の債務不履行、当該サービスが不要になった場合等		○	
	安全の確保リスク	17	設計、施工、運営・維持管理における安全の確保に関するもの			○
	資金調達リスク	18	金融機関からの資金調達に関するもの			○
	国庫補助金リスク	19	国庫補助金の支払いに関するもの		○	
構成員のリスク	20	構成員の能力不足等による事業悪化によるもの			○	
不可抗力リスク	21	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常予見可能な範囲を超えるもの		○	△	
金利リスク	22	脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価の割賦払金の金利の変動		△	○	
物価リスク	23	物価の変動		△	○	
計画設計業務	測量・調査リスク	24	県企業庁が実施した測量・調査に関するもの		○	
		25	事業者が実施した測量・調査に関するもの			○
	計画設計リスク	26	要求水準書の提示条件の不備、変更に関するもの		○	
		27	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの			○
	応募リスク	28	応募費用に関するもの			○

リスクの種類		No.	リスクの内容	分 担 者		
				県企業庁	事業者	
建設 業務	用地リスク	29	地中障害物や土壌汚染その他予見できないことに関するもの	○		
	工事遅延リスク	30	工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合		○	
	工事監理リスク	31	工事施工監理に関するもの		○	
	工事費増大リスク	32	県企業庁の指示、変更起因する工事費の増大	○		
		33	上記以外の要因による工事費の増大		○	
	設計変更リスク	34	要求水準書の提示条件の不備、変更に関するもの	○		
35		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○		
運営・ 維持管理 業務等	契約変更リスク	36	県企業庁の責めによる事業内容の変更に関するもの	○		
	維持管理 リスク	施設損傷・劣化リスク	37	増設、更新後の施設損傷・劣化リスクのうち、県企業庁の帰責事由によるもの	○	
			38	上記以外の帰責事由（不可抗力を除く）による増設、更新後の施設損傷・劣化リスク		○
			38	事業期間中も継続して使用する既設の脱水処理施設等を引き継いで運営・維持管理を行うにあたり、提案書提出時において事業者が合理的に予測できない事由による施設損傷・劣化リスク。ただし、資料6図表6-1に示す5浄水場の各事業実施年度以前に限る。	○	
			39	上記以外の施設損傷・劣化リスク		○
	運営 リスク	契約変更リスク	40	県企業庁の責めによる事業内容の変更に関するもの	○	
		需要変動リスク	41	汚泥量の変動に起因する運営費の増大・減少	○	△
			42	汚泥の質に起因する運営費の増大・減少	○	△
		運営コストリスク	43	県企業庁の責めによる事業内容の変更等に起因する業務量及び運営費の増大	○	
			44	事業期間中も継続して使用する既設の脱水設備等に起因する県の責めに係る運営コストの増大	○	
			45	上記以外に起因する業務量及び運営費の増大		○
		事故リスク	46	運営業務に関する事故等		○
		火災リスク	47	運営業務に関する火災等		○
脱水ケーキの再生 利用リスク	48	脱水ケーキ発生量の変動に起因する5浄水場の脱水ケーキの再生利用業務費の増大・減少	△	○		
	49	脱水ケーキ発生量に起因する天日乾燥床の脱水ケーキの再生利用業務費の増大・減少	○	△		
終了 時	施設性能リスク	50	事業期間終了時における要求性能水準の保持		○	
	終了手続きリスク	51	事業の終了に伴う諸費用の発生及び事業会社の清算に必要な費用		○	

【凡例】 負担者 ○：主分担

△：従分担

資料3 関係資料閲覧のお知らせ

本事業の実施に必要な関係資料を次により公開しますので、必要に応じて閲覧すること。

1. 閲覧資料

- 別図1 豊田浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図2 幸田浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図3 安城浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図4 豊橋浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図5 豊川浄水場脱水処理施設等管理分界説明図
- 別図6 豊橋南部浄水場天日乾燥床等管理分界説明図
- 別図7 蒲郡浄水場（工水）天日乾燥床等管理分界説明図
- 参考資料1 豊田浄水場運転実績
 - 参考資料1.1 豊田浄水場浄水場管理月報（H16.4月～H21.3月）
 - 参考資料1.2 豊田浄水場発生土処理月報（上水 H16.4月～H21.3月）
- 参考資料2 幸田浄水場運転実績
 - 参考資料2.1 幸田浄水場浄水場管理月報（H16.4月～H21.3月）
 - 参考資料2.2 幸田浄水場発生土処理月報（上水 H16.4月～H21.3月）
- 参考資料3 安城浄水場運転実績
 - 参考資料3.1 安城浄水場管理月報（H16.4月～H21.3月）
 - 参考資料3.2 安城浄水場発生土処理月報（工水 H16.4月～H21.3月）
- 参考資料4 豊橋浄水場運転実績
 - 参考資料4.1 豊橋浄水場管理月報（H6.4月～H21.3月）
 - 参考資料4.2 豊橋浄水場発生土処理月報（上水 H16.4月～H21.3月）
- 参考資料5 豊川浄水場運転実績
 - 参考資料5.1 豊川浄水場管理月報（H6.4月～H21.3月）
 - 参考資料5.2 豊川浄水場発生土処理月報（上水 H16.4月～H21.3月）
- 参考資料6 豊橋南部浄水場運転実績
 - 参考資料6.1 豊橋南部浄水場管理月報（上水 H6.4月～H21.3月）
 - 参考資料6.2 豊橋南部浄水場発生土処理月報（上水 H16.4月～H21.3月）
- 参考資料7 蒲郡浄水場（工水）運転実績
 - 参考資料7.1 蒲郡浄水場（工水）管理月報（工水 H6.4月～H21.3月）
- 参考資料8 脱水ケーキ成分分析表（H20、H21年度）
- 参考資料9 既設脱水処理施設等完成図書
- 参考資料10 構造計算書（幸田浄水場、豊橋浄水場）
- 参考資料11 電気設備分界点概念図

2. 閲覧方法

(1) 閲覧期間・時間

平成 21 年 11 月 17 日 (火) ～12 月 1 日 (火) (ただし、土・日・祝日は除く。)
午前 10 時～午後 5 時 (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 閲覧場所・問い合わせ先

愛知県企業庁水道事業課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 (ダイヤルイン) 052-954-6683 担当：森下、鈴木 (正)

メールアドレス kigyo - suiiji@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

閲覧希望者は、事前に上記問い合わせ先に連絡の上、資料を閲覧すること。また、閲覧資料を貸し出すことも可能 (最大 24 時間) なので、閲覧資料貸出希望者はその旨もあわせて事前に連絡すること。

資料4 脱水実験等に使用する汚泥の提供について

民間事業者が本事業への参入を検討する際、汚泥を使用して脱水実験等を行うことを希望する場合、以下の手続きより汚泥を提供します。

(1) 申込み

平成21年11月25日(水)から平成21年12月1日(火)まで(必着)に、汚泥提供申込書(様式5)に必要事項を記載の上、Eメール又は郵送により申し込むこと。なお、汚泥提供を希望する者は、脱水実験に係る実施計画書を提出する必要があります。

(2) 申込み先

愛知県企業庁水道事業課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話(ダイヤルイン) 052-954-6683
メールアドレス kigyo - suiiji@pref.aichi.lg.jp

(3) 費用負担等

汚泥は無料で提供しますが、各浄水場からの汚泥の採取、運搬及び処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は民間事業者が負担するものとします。

(4) 提供場所及び提供期間

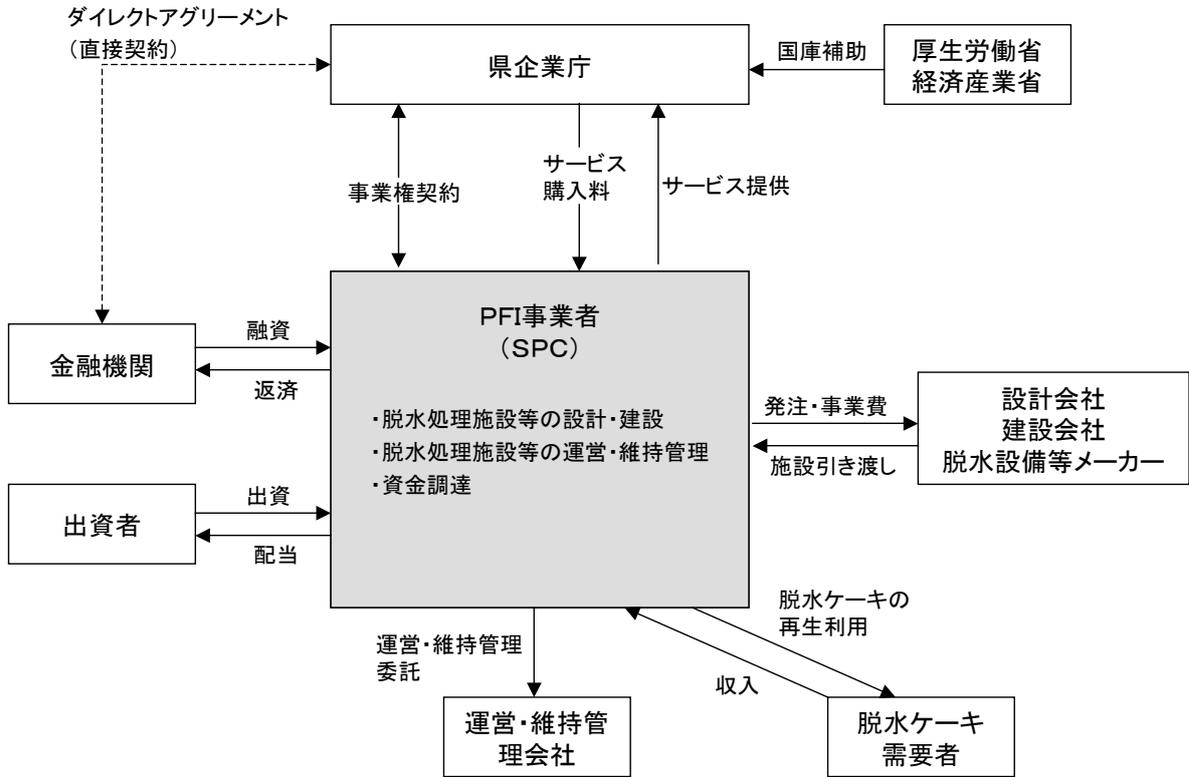
汚泥は各浄水場排水処理施設内で提供しますが、採取場所については現地職員の指示によるものとします。原則として民間事業者の希望の日時に沿うことを予定していますが、希望に添えない場合は各浄水場から民間事業者あてに連絡をします。

平成21年12月11日(金)～平成21年12月22日(火)
午前10時～午後3時(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(5) 注意事項

- ・ 県企業庁から脱水実験のために提供される汚泥については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行うこと。
- ・ 提供する汚泥の量は原則として事業者の希望する量を提供しますが、排水処理業務の都合等で希望に沿えないこともあります。

資料5 想定事業スキーム図



資料6 脱水処理施設等増設・更新計画

1. 脱水処理施設等増設・更新年度

事業者は図表6-1に示す年度に図表6-2に示す事業を実施することを前提に、事業提案書を作成すること。

なお、平成30年度以降の更新事業については、図表6-1に示す各年度より後に事業を実施する提案内容も認めることとします（ただし、各事業は必ず事業終了年度までに実施すること）が、この場合の当該年度より後における既設脱水設備等の施設損傷・劣化リスク（「資料2リスク分担表」参照）の分担者は、事業者となります。

図表6-1 年度別施設整備計画

浄水場 名称	区分	設置 時期	増設・更新年度																			
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
			2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
豊田	上水	1993.01								更新												
		—	増設																			
幸田	上水	1986.03				更新																
		2000.02															更新					
安城	工水	1993.03									更新											
		1993.03										更新										
		1994.03										更新										
		1995.03											更新									
豊橋	上水	1977.03		更新																		
		1977.03			更新																	
		2003.03																			更新	
豊川	上水	2006.03																				
		1995.03													更新							

※2006年3月に設置した豊川浄水場の脱水機は、事業期間内に耐用年数を迎えないため、更新の対象外とし、運営・維持管理業務のみを行う。

図表 6-2 事業実施内容

浄水場名	事業実施年度	増設・更新・改修計画		増設・更新・改修等	計画給水量 (脱水機台数)
豊田	平成 23 年度	脱水設備等	脱水設備	増設	上水：231,000m ³ /日 (既設 1 台)
		脱水設備等	配管	増設	
	平成 30 年度	脱水設備等	脱水設備	更新	
			配管	更新	
幸田	平成 26 年度	脱水機棟		改修	上水：89,000m ³ /日 (既設 2 台)
		脱水設備等	脱水設備	更新	
	平成 37 年度	脱水設備等	脱水設備	更新	
			配管	更新	
安城	平成 31 年度	脱水設備等	脱水設備	更新	工水：300,000m ³ /日 (既設 4 台)
			配管	更新	
	平成 32 年度	脱水設備等	脱水設備	更新	
			配管	更新	
平成 33 年度	脱水設備等	脱水設備	更新		
		配管	更新		
豊橋	平成 24 年度	脱水機棟		改修	上水：104,900m ³ /日 (既設 3 台)
		脱水設備等	脱水設備	更新	
	平成 25 年度	脱水設備等	脱水設備	更新	
			配管	更新	
平成 40 年度	脱水設備等	脱水設備	更新		
		配管	更新		
豊川	平成 34 年度	脱水設備等	脱水設備	更新	上水：86,000m ³ /日 (既設 2 台)
			配管	更新	

2. 平成 30 年度以降の脱水設備等の更新について

5 浄水場における、平成 30 年度以降の脱水設備等の更新にあたっては、事業者は事業提案書に基づいた脱水設備等の事業計画書を、その個々の各増設・更新工事を実施する各事業年度の前々年度の 6 月末までに県企業庁に提出し、確認を受けることとなります。

当該更新業務に関しては、入札時から実際に事業を実施するまでに相当の年数があることから、県企業庁又は事業者は、入札時における事業提案書の内容及び価格の見直し等について、工事実施前々年度の関係者協議会において、当該更新業務を行う各事業年度の前々年度の 7 月末までを目標に、協議することができるものとします。

当該工事は原則として、事業提案書の内容どおりに実施するものとしますが、関係者協議会を設置する時点において、事業提案書における脱水設備等の工事内容について、技術革新等による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合、関係者協議会により工事内容の見直しを協議できるものとします。

資料7 サービス購入料の支払いについて

1. サービス購入料の構成

各業務に係るサービス購入料は図表7-1に示す各業務により構成されます。

図表7-1 サービス購入料の内容

サービス購入料の内容	大分類	中分類	小分類
設計・建設業務に係る対価	設計・建設業務	開業業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・運営・維持管理業務に必要な改良 ・運営・維持管理業務に必要な県企業庁からの業務引継ぎ ・運営・維持管理業務に必要な手続き（各種申請業務等） ・開業費、建中金利、融資組成手数料、保険料、割賦金利、その他脱水処理施設等の増設・更新等業務に必要な費用
		設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査（測量、地質調査、既設脱水機棟の耐震診断調査含む）及びその関連業務 ・幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟の改修に係る設計 ・5浄水場における脱水設備等の増設、更新に係る設計
		建設業務	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水処理施設等の工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・ケーキヤード等の整備 ・幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟の改修に係る工事 ・生活環境影響調査 ・5浄水場における脱水設備等の増設・更新に係る工事（既設の脱水設備等の撤去を含む。） ・工事監理 ・竣工後に県企業庁が行う検査等への協力
運営・維持管理業務に係る対価	脱水処理施設等の運営・維持管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ・脱水処理施設等の運転 ・脱水処理施設等維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務） ・警備 ・濃縮槽からの汚泥引き抜き（運転・計量等の管理業務） ・濃縮施設の運転支援 ・脱水ケーキの管理 ・県企業庁への引継ぎ
		天日乾燥床の脱水ケーキ排出業務	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水ケーキの排出 ・脱水ケーキ排出後の補砂と敷均し ・脱水ケーキの管理 ・ケーキヤード等の維持管理
		脱水ケーキの再生利用業務	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水ケーキの再生利用 ・脱水ケーキの搬出

	その他	・ S P C 事務経費、運営・維持管理業務にかかる保険料、その他運営・維持管理業務に必要な費用
--	-----	--

2. 設計・建設業務に係る対価

設計・建設業務に係る対価として、一時支払金及び割賦支払金により事業者に支払います。

応募者は、当該業務に係る対価（消費税及び地方消費税を含まず）の額とスプレッドを提案するものとします。

(1) 一時支払金

5 浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価のうち、一時支払金として、図表 7-2 に示す金額を支払います。

一時支払金は、当該年度に増設又は更新された脱水設備等の所有権が県企業庁に移転した後、図表 7-2 に示す額に消費税及び地方消費税を加えた額を支払います。

また、平成 30 年度以降の更新業務については、落札者が提案する金額に物価変動（指定インデックスは入札説明書で示します。）を勘案して一時支払金の支払額を定めます。なお、当該更新業務に関しては、入札時から実際に工事を実施するまでに相当の年数があることから、県企業庁又は事業者は、事業提案書における当該脱水設備等の工事内容について協議する関係者協議会を、工事实施前々年度から設けることができます。

図表 7-2 一時支払金の支払概要

浄水場名	増設・更新時期	脱水設備等の所有権移転予定月	支払額	支払条件
豊田 浄水場	平成 23 年度	平成 24 年 3 月	係る対価の 3 分の 1	当該年度に増設又は更新された脱水設備等の所有権が県企業庁に移転した後、事業者は一時支払金を請求します。 県企業庁は、事業者から請求を受けた日から 40 日以内に一時支払金を支払います。
	平成 30 年度	平成 31 年 3 月	係る対価の全額	
幸田 浄水場	平成 26 年度	平成 27 年 3 月	係る対価の 3 分の 1	
	平成 37 年度	平成 38 年 3 月	係る対価の全額	
安城 浄水場	平成 31 年度	平成 32 年 3 月	係る対価の全額	
	平成 32 年度	平成 33 年 3 月	係る対価の全額	
	平成 33 年度	平成 34 年 3 月	係る対価の全額	
豊橋 浄水場	平成 24 年度	平成 25 年 3 月	係る対価の 3 分の 1	
	平成 25 年度	平成 26 年 3 月	係る対価の 3 分の 1	
	平成 40 年度	平成 41 年 3 月	係る対価の全額	
豊川 浄水場	平成 34 年度	平成 35 年 3 月	係る対価の全額	
豊橋南部 浄水場	平成 23 年度	平成 24 年 3 月	係る対価の全額	

(2) 割賦支払金

ア 割賦支払金の構成

豊田浄水場の平成 23 年度工事分(増設)、幸田浄水場の平成 26 年度工事分(更新)、豊橋浄水場の平成 24 年度工事分(更新)及び平成 25 年度工事分(更新)については、脱水処理施設等の更新等業務に係る対価から、一時支払金を引いた額を割賦支払金の元本とし、割賦支払金額は割賦支払元本と割賦支払利息の合計額に、割賦支払元本に対する消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額とします。

割賦支払利息の算定に用いる利率は、基準金利と落札者が提案したスプレッドを合計した率とします。

イ 支払時期及び支払額

図表 7-3 に従い、割賦支払金を年四回支払うこととします。

図表 7-3 割賦支払金の支払概要

浄水場名	割賦支払金対象	支払時期	支払額
豊田 浄水場	平成 23 年度 工事分(更新)	平成 24 年 4 月～平成 33 年 3 月	元本の 9/19 の金額を 9 年間で元利均等返済する額+元本の 10/19 に対する金利
		平成 33 年 4 月～平成 43 年 3 月	元本の 10/19 の金額を 10 年間で元利均等返済する額
幸田 浄水場	平成 26 年度 工事分(更新)	平成 27 年 4 月～平成 33 年 3 月	元本の 6/16 の金額を 6 年間で元利均等返済する額+元本の 10/16 に対する金利
		平成 33 年 4 月～平成 43 年 3 月	元本の 10/16 の金額を 10 年間で元利均等返済する額
豊橋 浄水場	平成 24 年度 工事分(更新)	平成 25 年 4 月～平成 33 年 3 月	元本の 8/18 の金額を 8 年間で元利均等返済する額+元本の 10/18 に対する金利
		平成 33 年 4 月～平成 43 年 3 月	元本の 10/18 の金額を 10 年間で元利均等返済する額
	平成 25 年度 工事分(更新)	平成 26 年 4 月～平成 33 年 3 月	元本の 7/17 の金額を 7 年間で元利均等返済する額+元本の 10/17 に対する金利
		平成 33 年 4 月～平成 43 年 3 月	元本の 10/17 の金額を 10 年間で元利均等返済する額

ウ 基準金利

(ア) 豊田浄水場(平成 23 年度工事分)

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 9 年もの(円-円)金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 24 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。

その後、基準金利は平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの(円-円)金利スワップレート中値に改定

します。

(イ) 幸田浄水場（平成 26 年度工事分）

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 6 年もの（円-円）金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 27 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。

その後、基準金利は平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの（円-円）金利スワップレート中値に改定します。

(ウ) 豊橋浄水場（平成 24 年度工事分）

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 8 年もの（円-円）金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 25 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。

その後、基準金利は平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの（円-円）金利スワップレート中値に改定します。

(エ) 豊橋浄水場（平成 25 年度工事分）

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 7 年もの（円-円）金利スワップレート中値とします。

基準金利を決定する基準日は平成 26 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前とします。

その後、基準金利は平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの（円-円）金利スワップレート中値に改定します。

3. 運営・維持管理業務に係る対価

(1) 脱水処理施設等の運営・維持管理業務

脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価は、汚泥量によらず一定となる固定費と、汚泥処理単価に汚泥量を乗じて算出される変動費からなるものとします。

入札参加者は固定費と汚泥処理単価を提案するものとします。

固定費は、年度ごとに区切って係る費用を提案し、汚泥処理単価は、汚泥量（t-ds）当たりの単価を提案すること。

脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価の支払いのもととなる汚泥量は、5 浄水場の濃縮槽以降に設ける流量計と定期的に計測する汚泥濃度から求めた乾燥重量 (t-ds) を基本とします。

ア 支払時期及び支払対象額

平成 23 年度第 1 四半期（平成 23 年 4 月 1 日～6 月 30 日）を初回として、以降年 4 回、平成 43 年度第 4 四半期（平成 43 年 1 月 1 日～3 月 31 日）までの 80 回の支払とします。

イ 対価の改定

固定費と汚泥処理単価は、物価変動に基づき改定するものとし、落札者が提案する金額に物価変動（指定インデックスは入札説明書等で示します。）を勘案して定める額とします。

ウ 電気料金、ガス料金及び上下水道料金

（ア） 電気料金

県企業庁が契約者となり、県企業庁から事業者へ供給するため、使用料相当額を脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価より差し引きます。

（イ） ガス料金

ガスについては、できる限り電気で代替させることが望ましいと考えていますが、やむを得ず本事業で必要となる場合、プロパンガスとするか事業者がガス会社と契約し、自らの費用負担で供給を受けるものとします。

（ウ） 上下水道料金

水道については、豊田浄水場、幸田浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場では本事業で必要となる作業用水と衛生用水は、各浄水場より無償で提供します。安城浄水場では、作業用水（工水）は無償で提供しますが、衛生用水については、使用料相当額を脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価より差し引きます。

下水については、本事業で公共下水道に接続する場合の料金は下水使用料に応じた料金をサービス購入料のうち、脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価から差し引くことで精算します。なお、豊田浄水場、安城浄水場及び豊川浄水場では、事業者は既設の浄化槽を利用するものとし、浄化槽に関わる費用（くみ取り費用、法定点検費用等）は事業者負担とします。

（2）天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務

天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務に係る対価は、脱水ケーキの排出量によらず一定とする固定費と、脱水ケーキ排出単価に排出した脱水ケーキ量を乗じて算出される変動費とします。

入札参加者は固定費と脱水ケーキ排出単価を提案するものとします。

固定費は、年度ごとに区切って係る費用を提案し、脱水ケーキ排出単価は、脱水ケーキ量（t・ds）当たりの単価を提案すること。

天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務に係る対価の支払いのもととなる脱水ケーキ量は、事業者が計測した脱水ケーキの重量と含水率から求めた乾燥重量（t・ds）を基本とします。

ア 支払時期及び支払対象額

平成 23 年度第 1 四半期（平成 23 年 4 月 1 日～6 月 30 日）を初回として、以降年 4 回、平成 43 年度第 4 四半期（平成 43 年 1 月 1 日～3 月 31 日）までの 80 回の支払とします。

イ 対価の改定

脱水ケーキ排出単価は、物価変動に基づき改定するものとし、落札者が提案する金額に物価変動（指定インデックスは入札説明書等で示します。）を勘案して定める額とします。

ウ 電気料金と上下水道料金

豊橋南部浄水場と蒲郡浄水場（工水）では、本事業で必要となる電気及び作業用水と衛生用水は無償で提供し、下水道施設は無償で利用できることとします。

（3）脱水ケーキの再生利用業務に係る対価

「資料 8 脱水ケーキの再生利用業務について」に示すとおり、事業者が脱水ケーキを有価利用するために、県企業庁から有償で脱水ケーキを買い取ります。この場合の買取相当額は、脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価より差し引きます。

また、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合については、その量に応じて県企業庁は脱水ケーキの再生利用業務に係る対価を支払いません。（詳細は「資料 8」参照）

1. 脱水ケーキの再生利用

5 浄水場と天日乾燥床から発生した脱水ケーキは、事業者が全量を再生利用するものとします。再生利用とは、脱水ケーキを製品の原材料等の有用物として利用することをいい、再生利用の方法は、有価利用と非有価利用に分けられます。

(1) 有価利用

有価利用は、事業者が脱水ケーキを県企業庁から有償（5 浄水場は 25 円/t-ds、天日乾燥床は 50 円/t-ds、いずれも消費税及び地方消費税は含まず。）で買い取り、自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属するものとします。

※有償での買い取り価格（25 円/t-ds、50 円/t-ds）について

現在、県企業庁は発生する脱水ケーキを 10 円/m³ で園芸土製造業者等に販売しています。脱水ケーキの含水率を 5 浄水場は 60%、天日乾燥床は 80%、比重を 1 t/m³ とした上で（過去の実績より）、この販売価格を t-ds ベースに換算すると、5 浄水場は 25 円/t-ds、天日乾燥床は 50 円/t-ds となります。

$$10 \text{ (円/m}^3\text{)} \div 1 \text{ (t/m}^3\text{)} \div 0.4 \text{ (t-ds/t)} = 25 \text{ (円/t-ds)}$$

$$10 \text{ (円/m}^3\text{)} \div 1 \text{ (t/m}^3\text{)} \div 0.2 \text{ (t-ds/t)} = 50 \text{ (円/t-ds)}$$

(2) 非有価利用

非有価利用は、県企業庁が脱水ケーキの処理を事業者へ委託し、事業者の責任で再生利用を図ることをいい、それに係る対価として、事業者が提案する脱水ケーキ処理単価（円/t-ds）に非有価利用量（t-ds）を乗じた金額に消費税及び地方税相当額を上乗せした額を、県企業庁が負担するものとします。

2. 再生利用に係る費用

(1) 入札参加者による有価利用に係る提案

ア 5 浄水場

入札参加者は、5 浄水場で発生する脱水ケーキの有価利用可能量（t-ds/年）を提案すること。

5 浄水場で発生する脱水ケーキについては、平成 18 年度～平成 20 年度の県企業庁による 1 年間の有価利用実績値の最大値を上回る量を、事業者による有価利用可能量として提案するものとします。平成 18 年度～平成 20 年度の県企業庁による脱水ケーキの有価利用実績値は 2,330t-ds/年（5 浄水場合計。含水率 60%換算値）です。

イ 天日乾燥床

入札参加者は、次の条件に基づき、自らの責任で有価利用可能な脱水ケーキの量（県企業庁が指定する売却先以外に事業者の新販路開拓等により販売可能な量（天日脱水ケーキ有価利用可能量（t-ds/年））を提案すること。

（ア）天日脱水ケーキの売却先

天日脱水ケーキ有価利用可能量に係る天日脱水ケーキの売却先は、県企業庁が平成 18 年度から平成 20 年度に脱水ケーキを売却した実績のある者以外（事業者の新販路開拓等により売却可能な者）とします。

（イ）天日脱水ケーキ有価利用可能量

提案量に係る規定はありません。

（2）天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用に係る費用

事業者は、県企業庁が年度当初に指定した有価利用量に該当する脱水ケーキを上記 1. (1) に規定した価格（50 円/t-ds）で買い取るとともに、県企業庁が年度当初に指定した脱水ケーキの売却先に対し、有価利用の形態となるよう図表 8-1 に規定する単価以下で売却すること。

なお、県企業庁が指定する売却先には、ケーキヤードに脱水ケーキを自ら引き取りにくる者（以下、「運搬なし売却先」といいます。）と、事業者が指定された場所まで運搬、積み下ろしする者（以下、「運搬あり売却先」といいます。）がありますが、図 8-1 に規定する運搬あり売却先への売却単価には、ケーキヤードから売却先までの脱水ケーキ運搬に係る一切の費用が含まれることとするため、県企業庁は事業者に対し、運搬に要した経費等は別途支払いません。

※ 有価利用の形態とは、事業者が売却先に対して脱水ケーキを売却するために要した費用（ケーキヤードから車両への積み込み費用、運搬あり売却先への脱水ケーキの場外運搬費用等）が脱水ケーキの売却費用を上回らない形態をいいます。

図表 8-1 天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用の売却単価

区分	運搬なし 売却先	運搬あり売却先（運搬距離（往復）別）			
		～15km	15km 超～ 25km	25km 超～ 35km	35km 超～ 45km
売却単価	10 円/m ³	100 円/m ³	150 円/m ³	200 円/m ³	250 円/m ³

※ 運搬あり売却先への売却単価は、45km を超える場合、10km 延長するごとに 50 円/m³ を加算する。

平成 18 年度～平成 20 年度の県企業庁による天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用実績値は 154t-ds/年（豊橋南部浄水場と蒲郡浄水場（工水）の合計。含水率 80%換算

値)です。また、天日乾燥床の脱水ケーキの平成18年度から平成20年度における有価利用の実績は次のとおりです。

図表8-2 天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用の実績(平成20年度) 単位 m³

浄水場名	運搬なし 売却先	運搬あり売却先(運搬距離(往復)別)				計
		～15km	15km超 ～25km	25km超 ～35km	35km超 ～45km	
豊橋南部	298	464	—	—	—	762
蒲郡(工水)	—	—	36	—	—	36
計	298	464	36	—	—	798

図表8-3 天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用の実績(平成19年度) 単位 m³

浄水場名	運搬なし 売却先	運搬あり売却先(運搬距離(往復)別)				計
		～15km	15km超 ～25km	25km超 ～35km	35km超 ～45km	
豊橋南部	271	520	—	—	—	791
蒲郡(工水)	—	—	—	—	—	—
計	271	520	—	—	—	791

図表8-4 天日乾燥床の脱水ケーキの有価利用の実績(平成18年度) 単位 m³

浄水場名	運搬なし 売却先	運搬あり売却先(運搬距離(往復)別)				計
		～15km	15km超 ～25km	25km超 ～35km	35km超 ～45km	
豊橋南部	190	504	—	—	—	694
蒲郡(工水)	—	—	31	—	—	31
計	190	504	31	—	—	725

(3) 入札参加者による非有価利用に係る提案

入札参加者は、非有価利用による脱水ケーキ処理単価(円/t-ds)を提案すること。(5 浄水場と天日乾燥床と同額とする。)なお、入札参加者が提案する脱水ケーキ処理単価は、22,500円/t-ds(消費税及び地方消費税は含まず。)以下であることを条件とします。

※脱水ケーキ処理単価の上限(22,500円/t-ds)について

脱水ケーキ処理単価は、過去の実績値を勘案して約9,000円/m³を設定することを想定しています。脱水ケーキの含水率を60%、比重を1t/m³とした上で(過去の実績より)、この脱水ケーキ処理単価をt-dsベースに換算すると、22,500円/t-dsとなります。

$$9,000(\text{円}/\text{m}^3) \div 1(\text{t}/\text{m}^3) \div 0.4(\text{t-ds}/\text{t}) = 22,500(\text{円}/\text{t-ds})$$

(4) 県企業庁が支払う脱水ケーキの再生利用に係る対価

ア 5 浄水場の脱水ケーキ

県企業庁が支払う脱水ケーキ再生利用に係る対価は、脱水ケーキ発生量(適正に脱

水処理されたことが確認できた量) から事業者の提案する有価利用可能量を引いた量 (非有価利用量) に、非有価による脱水ケーキ処理単価を乗じて求めた金額とします。

脱水ケーキ発生量が有価利用可能量を下回った場合、県企業庁は非有価利用が行われないものとみなし、脱水ケーキの再生利用に係る対価は支払われません。

また、実際の年間有価利用量が、有価利用可能量を下回った場合及び上回った場合のどちらにおいても、支払対価の計算は提案量が維持されたものとみなして行います。

イ 天日乾燥床の脱水ケーキ

県企業庁が支払う脱水ケーキ再生利用に係る対価は、脱水ケーキ排出量 (事業者が天日乾燥床から排出した時点で計測した脱水ケーキの重量と含水率から算定した量) から県企業庁が指定した売却先への有価利用量 ((イ) b に該当する場合は天日脱水ケーキ有価利用可能量を加算する。) を引いた量に対し、非有価による脱水ケーキ処理単価を乗じて求めた金額とし、脱水ケーキの発生量の変動に応じて、次のとおり算出します。

(ア) 県企業庁の指定する売却先のみで脱水ケーキの全量が有価利用可能な場合
非有価利用は行われないものとみなし、天日乾燥床の脱水ケーキの再生利用に係る対価は支払われません。

(イ) 県企業庁の指定する売却先のみでは、脱水ケーキの全量が有価利用できない場合

県企業庁が指定する売却先のみでは有価利用できない脱水ケーキ (以下「県指定量超過脱水ケーキ」) が発生した場合、県指定量超過脱水ケーキは、当該年度はケーキヤードに保管し、次年度に処理するものとします。

a 天日脱水ケーキ有価利用可能量が県指定量超過脱水ケーキ量以上の場合
事業者は、県指定量超過脱水ケーキの全量を次年度に有価利用することとします。非有価利用は行われないものとみなし、県企業庁は事業者に対し、天日乾燥床の脱水ケーキの再生利用に係る対価は支払いません。

b 天日脱水ケーキ有価利用可能量が県指定量超過脱水ケーキ量を下回る場合

事業者は、県指定量超過脱水ケーキ量のうち、天日脱水ケーキ有価利用可能量について、次年度に有価利用することとします。県指定量超過脱水ケーキ量から天日脱水ケーキ有価利用可能量を引いて得た量については、有価利用できないものとし、当該量に非有価による脱水ケーキ処理単価を乗じて求めた金額を天日乾燥床の脱水ケーキ再生利用に係る対価として、県企業庁は事業者に支払います。なお、実際の県指定超過脱水ケーキの有価利用量が、事業者提案の天日脱水ケーキ有価利用可能量を下回った場合及び上回った場合のどちらにおいても、支払対価の計算は提案量が維持されたものとみなして行います。

3. 市場変動への対応等

(1) 有価利用可能量の改定

ア 5 浄水場

事業者より提案された 5 浄水場の脱水ケーキの有価利用可能量は、契約者の一方の申し出により 3 年ごとに改定することができるものとします。

その際、有価利用可能量の改定を要請する者は、改定の正当性を証する書類（有価利用の市場の縮小等を証する書類等）を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より改定します。

イ 天日乾燥床

事業者より提案された天日脱水ケーキ有価利用可能量は、契約者の一方の申し出により 3 年ごとに改定することができるものとします。

その際、天日脱水ケーキ有価利用可能量の改定を要請する者は、改定の正当性を証する書類（有価利用の市場の縮小等を証する書類等）を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より改定します。

(2) 非有価による脱水ケーキ処理単価の改定

非有価による脱水ケーキ処理単価は、契約者の一方の申し出により 3 年ごとに改定できるものとします。

その際、非有価による脱水ケーキ処理単価の改定を要請する者は、改定価格の正当性を証する書類（愛知、岐阜、三重の県営浄水場における処理費用の変動等を証する書類等）を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より改定します。

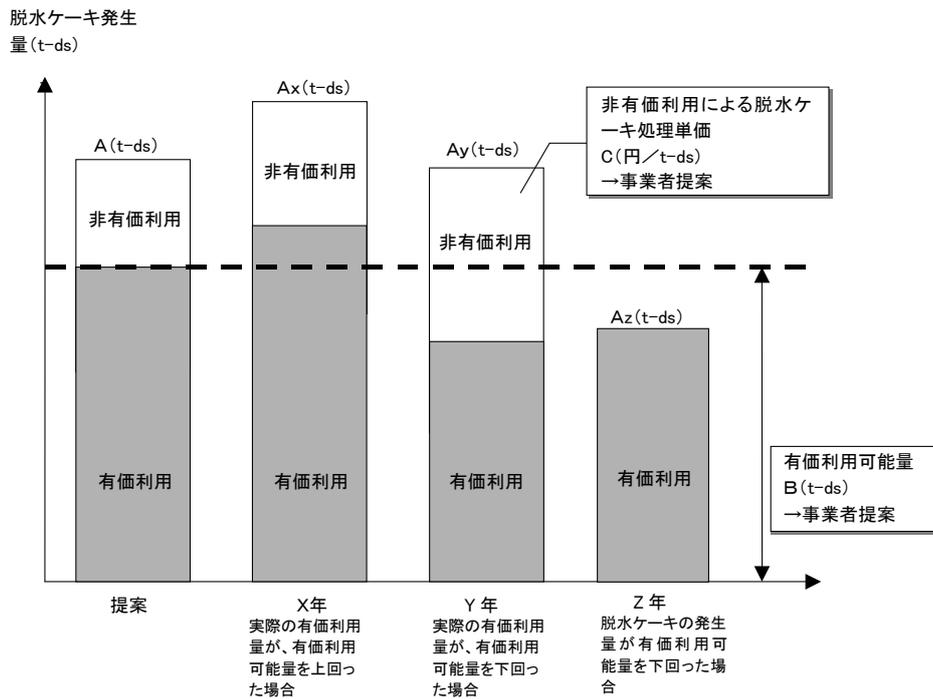
なお、事業期間中、事業者が利用方法を提案し、それにより非有価による脱水ケーキ処理単価が低下した場合には、事業者の利益とします。また、事業期間中、県企業庁が利用方法を提案し、それにより非有価による脱水ケーキ処理単価が低下した場合には、関係者協議会によって脱水ケーキ処理単価を見直し、県企業庁及び事業者双方の利益とします。

(3) 天日乾燥床の脱水ケーキの売却単価の改定

天日乾燥床の脱水ケーキの売却単価のうち、運搬あり売却先への脱水ケーキの売却単価は、契約者の一方の申し出により 1 年ごとに改定することができるものとします。

その際、運搬あり売却先への脱水ケーキの売却単価の改定を要請する者は、改定の正当性を証する書類（燃料費の高騰等を証する書類等）を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より改定します。

図表 8-5 脱水ケーキの再生利用業務に係る支払対価の計算方法（5 浄水場）



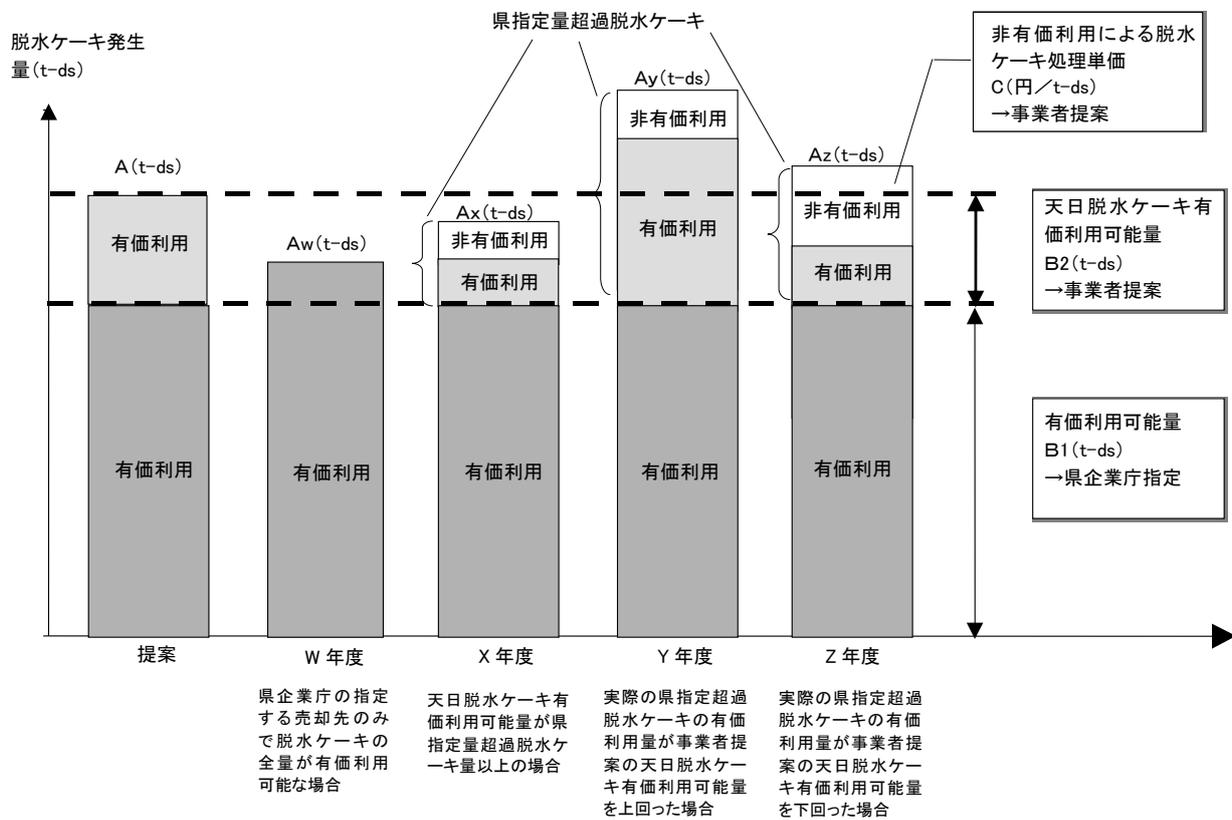
X年の支払対価（円）＝ $(A_x - B) \times$ 非有価利用による処理単価 $- B \times$ 有価利用分の購入単価

Y年の支払対価（円）＝ $(A_y - B) \times$ 非有価利用による処理単価 $- B \times$ 有価利用分の購入単価

Z年の支払対価（円）＝ なし

※有価利用分の購入単価：25（円/t-ds）

図表 8-6 脱水ケーキの再生利用業務に係る支払対価の計算方法（天日乾燥床）
 発生汚泥量が県企業庁指定の有価利用可能量を上回った場合



W年の支払対価（円）＝なし（事業者が $A_w \times$ 有価利用分の購入単価を県企業庁に支払うのみ。）

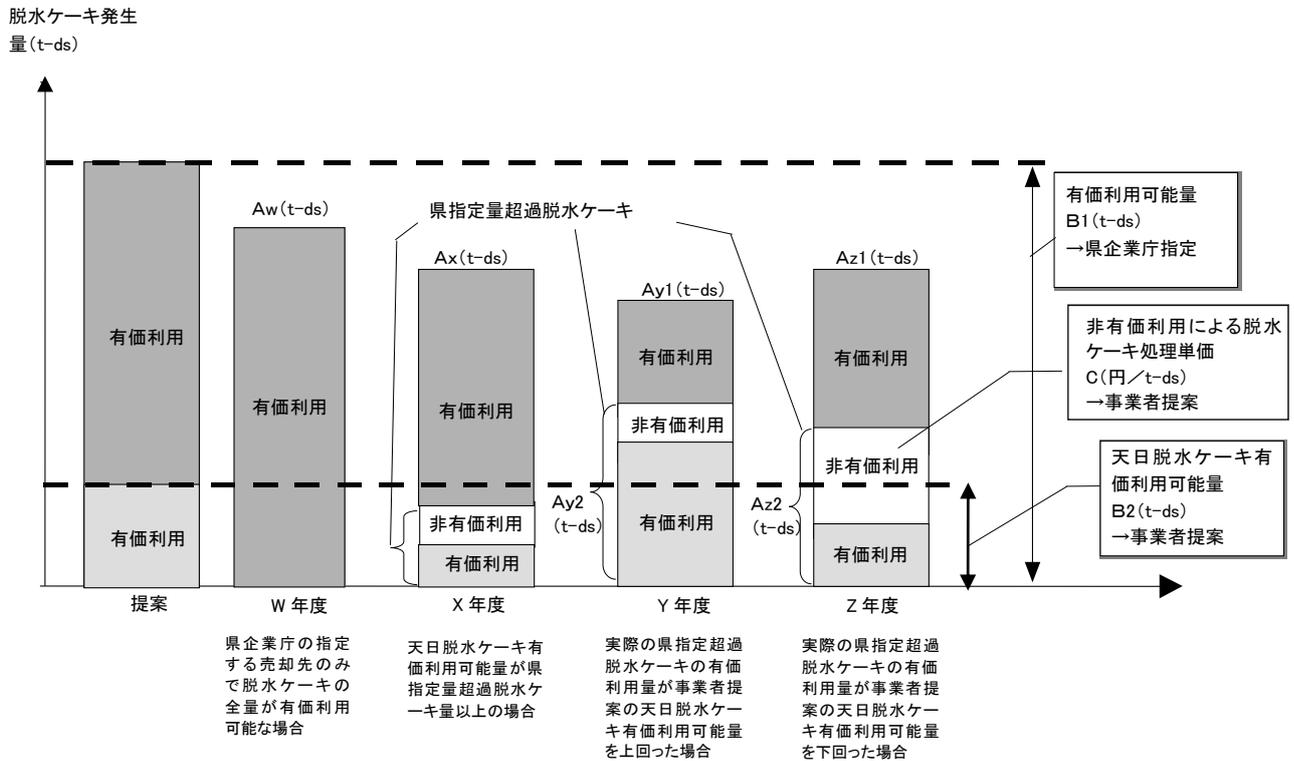
X年の支払対価（円）＝なし（事業者が $A_x \times$ 有価利用分の購入単価を県企業庁に支払うのみ。）

Y年の支払対価（円）＝ $\{(A_y - B1 - B2) \times \text{非有価利用による処理単価}\} - \{(B1 + B2) \times \text{有価利用分の購入単価}\}$

Z年の支払対価（円）＝ $\{(A_z - B1 - B2) \times \text{非有価利用による処理単価}\} - \{(B1 + B2) \times \text{有価利用分の購入単価}\}$

※有価利用分の購入単価：50（円/t-ds）

図表 8-7 脱水ケーキの再生利用業務に係る支払対価の計算方法（天日乾燥床）
 発生活泥量が県企業庁指定の有価利用可能量を下回った場合



W年の支払対価（円）＝なし（事業者が $A_w \times$ 有価利用分の購入単価を県企業庁に支払うのみ。）
 X年の支払対価（円）＝なし（事業者が $A_x \times$ 有価利用分の購入単価を県企業庁に支払うのみ。）
 Y年の支払対価（円）＝ $\{(A_{y2} - B_2) \times \text{非有価利用による処理単価}\} - \{(A_{y1} - (A_{y2} - B_2)) \times \text{有価利用分の購入単価}\}$
 Z年の支払対価（円）＝ $\{(A_{z2} - B_2) \times \text{非有価利用による処理単価}\} - \{(A_{z1} - (A_{z2} - B_2)) \times \text{有価利用分の購入単価}\}$
 ※有価利用分の購入単価：50（円/t-ds）

1. モニタリングの実施

県企業庁は、本事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ業務要求水準書に従い実施しているか確認を行います。

(1) モニタリングの種類

県企業庁は、以下の各段階においてモニタリングを実施します。

- (ア) 基本設計・実施設計に関するモニタリング
- (イ) 工事施工に関するモニタリング
- (ウ) 工事完成に関するモニタリング
- (エ) 運営・維持管理業務に関するモニタリング
- (オ) 財務の状況に関するモニタリング

(2) 要求性能確認計画書等の作成

事業者は、事業の実施に当たり、事業契約書、要求水準書、事業者提案等で定められた規定や水準等及び提案内容の内容を満たしているかを自ら検証するセルフモニタリングを実施することとします。

セルフモニタリングは、各業務の実施前に事業者が策定する要求性能確認計画書に基づき実施することとし、事業者は、セルフモニタリングの結果を要求性能確認報告書として整理し、原則として、月1度、県企業庁へ提出・報告することとします。提出・報告方法の詳細は、企業庁と事業者が協議を行い決定することとします。

セルフモニタリングの結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は迅速かつ確実にその是正を行うものとします。

また、県企業庁は、事業者から受領した要求性能確認報告書と県企業庁が作成したモニタリング実施計画書等に基づき、事業者が実施した業務の内容が、事業契約書、要求水準書、事業者提案等で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかモニタリングを行います。その結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は県企業庁の指示に従い、迅速かつ確実にその是正を行うものとします。県企業庁が行うモニタリングの方法は、(4)に示すとおりです。

なお、要求性能確認計画書と要求性能確認報告書の内容は次のとおりとしますが、詳細は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の着手前までに県企業庁と事業者が協議のうえ決定することとします。

名称	内容等
要求性能確認計画書	事業者が要求水準書や事業者提案等に従い業務を実施するにあたり、事業者が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法（事業契約書、要求水準書、事業者提案等で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら検証する方法、検証結果を県企業庁へ報告する方法や報告時期等）を整理したもの。
要求性能確認報告書	事業者が実施した業務が要求水準を満足しているかについて、自己評価、自己評価の理由、評価の根拠資料等を県企業庁が容易に判断できるチェックリストなど。

(3) モニタリング実施計画書の作成

県企業庁は、事業者が提出した要求性能確認計画書等も参考として、事業契約締結後、1 (1) に定める種類毎に以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成します。

- ①モニタリング時期
- ②モニタリング内容
- ③モニタリング組織
- ④モニタリング手続
- ⑤モニタリング様式

(4) モニタリングの方法

ア 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者が提出した要求性能確認報告書等をもとに、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

イ 工事施工に関するモニタリング

事業者は、建設業法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けること。また、事業者は、県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けること。

ウ 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録と要求性能確認報告書を用意し、現場で県企業庁の確認を受けること。この際、県企業庁は、施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができるものとします。

エ 運営・維持管理業務に関するモニタリング

県企業庁は、運営・維持管理業務において、定期的に業務の実施状況を確認します。

(ア) 運営・維持管理業務に関するモニタリングの方法

a 業務日報等の提出

事業者は、県企業庁が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）、定期モニタリングを行うための業務月報（毎月）、要求性能確認報告書を作成し、県企業庁へ月1回提出すること。

b 業務実施状況等の確認

県企業庁は、事業者が作成した業務日報及び業務月報等に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認します。

なお、県企業庁は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができます。

図表 9-1 運営・維持管理業務に関するモニタリングの方法

	事業者	県企業庁
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報を確認し、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務報告書等（業務日報、業務月報、四半期報告書、業務年報等）を作成。	業務報告書、要求性能確認報告書等を確認し、業務水準の評価。
随時モニタリング	—	脱水ケーキの再生利用の確認。 脱水処理施設等の性能の確認。 その他、必要に応じ不定期に直接確認。

オ 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告することとします。

(5) モニタリング費用の負担

事業者が行うモニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とします。ただし、県企業庁に起因する費用が発生する場合は県企業庁の負担とします。

2. サービス購入料の減額

本事業にかかるサービス購入料は「資料7 サービス購入料の支払いについて」のとおりに支払われますが、県企業庁が行う運営・維持管理に関するモニタリングにより、要

求水準書に定める要求水準に適合していないことが判明した場合には、改善勧告を行うとともに、サービス購入料のうち運営・維持管理業務に係る対価の減額を行うことがあります。

(1) 運営・維持管理業務に係る対価の減額の考え方

ア 減額等の対象

図表 9-2 の①～⑤の確認項目について、その実施状況をモニタリングにより要求水準書の要求水準を満たしているかを確認し、必要に応じ改善勧告→業務に当たる者の変更要求→契約解除という手順でペナルティを課します。

さらに、同欄中②～⑤の項目については、本事業における重要性を踏まえ、運営・維持管理業務に係る対価の減額の対象とします。

図表 9-2 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の対象

要求業務	確認項目	モニタリングの実施	改善勧告の有無	運営・維持管理業務に係る対価の減額等の対象
運営・維持管理業務	①業務の適切な遂行	○	○	
脱水処理施設等の運営・維持管理業務	②異常なろ液濁度の継続時間	○	○	○ (ペナルティポイントによる減額)
	③汚泥受入停止日数	○	○	○ (ペナルティポイントによる減額)
	④脱水設備の脱水能力	○	○	○ (支払停止)
脱水ケーキの再生利用業務	⑤脱水ケーキの不法投棄又は許可を受けない最終処分場等への埋め立て	○	○	○ (支払停止)

イ 要求水準が満たされていない場合の措置

県企業庁は、モニタリングの結果、要求水準書で定められた要求水準が満たされていないと判断した場合は、改善勧告及び運営・維持管理業務に係る対価の減額若しくは支払停止を行います。

図表 9-3 要求水準が満たされていない場合の措置

措置の内容	手続きの概要
サービス購入料の減額又は支払停止	上記 2 (1) アの図表 9-2 確認項目欄中②及び③については、業務水準低下の程度に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それを支払期(四半期)ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期のサービス購入料の減額を行います。 同欄中④及び⑤については、サービス購入料の支払いを停止します。

改善勧告	1回目	県企業庁は、業務水準低下の内容に応じて当該業務の改善について期限を定め事業者に改善勧告を行います。
	2回目	1回目の改善勧告によっても期限内に改善が認められない場合、県企業庁は再度改善勧告を行います。
業務に当たる企業の変更要求	協力会社の変更要求	2回の改善勧告を経ても改善効果が認められない場合で、事業者が当該業務を協力会社に委託しているときには、県企業庁は当該業務に当たる協力会社を変更するよう要求します。
	第三者への業務委託	2回の改善勧告を経ても改善効果が認められない場合で、当該業務を応募企業又は応募グループの構成員が行っているときには、県企業庁は当該業務を県企業庁が指定する第三者に委託するよう事業者に要求します。
契約解除等	契約解除	上記の手続きを経ても業務の改善効果が認められない場合で、県企業庁が契約継続を希望しないときは、県企業庁は事業契約を解除します。
	地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続きを経ても業務の改善効果が認められない場合で、県企業庁が契約継続を決定したときは、事業者の契約上の地位又はその全株式を県企業庁が承諾した第三者へ譲渡させます。

ウ 減額の対象除外

次の場合は、要求水準が満たされていないときでも減額の対象としません。

- ・ 予め県企業庁との協議の上で行う機器等の修繕、更新及び清掃その他の作業によるもの。
- ・ 県企業庁の責によるもの。
- ・ 不可抗力によるもの。

エ モニタリング結果の反映

運営・維持管理業務開始後のモニタリングは、各業務の開始日から開始します。

また、1ヶ月を通したモニタリングの結果は、翌月の10日までに事業者へ通知されます。モニタリング結果は、当該四半期分として支払われるサービス購入料に反映されます。

(2) 減額の方法

ア ペナルティポイントによる減額

(ア) 異常濃度のろ液が返送されている場合

脱水機のろ液濁度が20度以上であるにもかかわらず、脱水設備等が緊急停止されず、ろ液が排水池に返送されていることが確認された場合は、ペナルティポイントを課します。(ペナルティポイントの計上方法は、入札説明書等で示します。)

(イ) 汚泥受入停止日数

全部又は一部の脱水設備等が濃縮施設からの汚泥の受入の停止状態に陥り(以下、「汚泥受入停止」という。)、かかる汚泥受入停止が県企業庁が実施する浄水業務、濃縮層の運転業務等に影響を与える恐れがあると合理的に判断した

場合は、ペナルティポイントを課します。(ペナルティポイントの計上方法は、事業契約書案で示します。)

ただし、再開にあたっては、事業者は、当該脱水設備等につき要求水準書において規定される必要脱水能力 (t-ds/日・台) を満たすものとします。汚泥の受入が再開された後、14 日以内に、当該脱水設備等が必要脱水能力を満たしていない、又は再度受入停止状態に陥った場合は、当該脱水設備等につき汚泥の受入の再開がなかったものとして、汚泥受入停止状態が継続しているものとみなすものとします。

(ウ) 減額の方法

(ア)、(イ) の確認項目における四半期中のペナルティポイントを積み上げて、当期の運営・維持管理業務に係る対価から減額を行います。(具体的な減額の方法は、入札説明書等で示します。)

イ 脱水設備の脱水能力

(ア) 対象となる確認項目及び基準

- ・ 随時モニタリングの結果、脱水設備の能力が要求水準書で定めている能力 (脱水処理能力、周辺環境対策等) を維持していないことが判明した場合。

(イ) 支払停止の流れ

- ・ 随時モニタリングの結果、脱水設備の能力が要求水準書で定めている能力を維持できていないことが判明した場合、県企業庁は 1 回目の改善勧告を行い、事業者は改善計画書を提出します。
- ・ 1 回目の改善勧告後、改善予定日までに脱水設備の能力改善が確認されない場合は、県企業庁は 2 回目の改善勧告を行うとともに、改善予定日を含む期のサービス購入料を減額します。(具体的な減額の方法は、入札説明書等で示します。)
- ・ 翌四半期以降、脱水設備の能力が確認された場合は支払停止を解除し、脱水設備の能力が確認された期のサービス購入料とともに支払停止分を支払います。
- ・ 翌四半期以降においても改善が認められない場合、支払停止は継続し、脱水設備の能力改善が確認されるまで停止されているサービス購入料は支払いません。

ウ 脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て

県企業庁による随時モニタリングにより脱水ケーキの再生利用が全量行われず、不法投棄あるいは無断で最終処分場への埋め立てを行ったことが判明した場合、県企業庁は以下の (ア) の手順に従って契約を解除します。

ただし、最終処分場への埋め立てについては、協議を踏まえた上で緊急避難として最終処分場への埋め立てがやむを得ないと県企業庁により判断された場合はこの限りではありません。その場合、(イ) の手順に従って対応することができます。

(ア) 不法投棄等及び協議を経ない最終処分場への埋め立て

- ・不法投棄が発覚した場合、あるいは協議に基づかない最終処分場への埋め立てが発覚した場合は、サービス購入料全額の支払いを即時停止します。
- ・県企業庁は、事業者の帰責事由がないことが確認されない限り、契約を解除します。なお、処分方法が不明である場合は「不法投棄」とみなします。

(イ) 協議に基づく最終処分場への埋め立て

- ・事業者は最終処分場への埋め立てに関し、県企業庁と協議することができます。
- ・最終処分場への埋め立ては、緊急避難としてやむを得ず埋め立てることを県企業庁が認めた場合に限るもので、代替措置による対応等が可能な場合は最終処分場への埋め立ては認めません。ただし、再生利用市場の消失、不可抗力及び法令等変更による場合は、この限りではありません。
- ・最終処分場への埋め立てが認められた場合、事業者は改善期間（埋め立て開始日から最大 180 日まで）を明示した改善計画書を提出すること。
- ・最終処分場への埋め立て費用（運搬費を含みます。）は原則として全額事業者の負担とします。
- ・埋め立て日から事業者が提示した改善予定日までの間に、改善計画書に基づいた改善が見られた場合は、契約は継続されます。改善予定日において改善が見られない場合は契約解除とします。なお、改善予定日までに再び協議を行い、引き続き埋め立てをする場合は、この限りではありません。
- ・なお、協議の上、最終処分場への埋め立てが認められない場合は、必ず再生利用を行うこと。

(ウ) 脱水ケーキの全量再生利用の確認方法

業務報告書等により脱水ケーキの発生量を把握し、売却相手方又は再生利用依頼先から受け入れた脱水ケーキの量を証明する書類との照合により確認を行います。脱水ケーキの発生から売却相手方又は再生利用先への搬入までに一時保管等を行う場合には、その保管量についても確認を行います。

$$\text{脱水ケーキの発生量} = \text{売却相手} \cdot \text{再生利用依頼先の受入脱水ケーキ量} + \text{保管量}$$

1. 基本的な考え方

脱水処理施設等は、浄水工程の一部を担う施設であり、水道水の安定供給にとって極めて重要な施設です。したがって本事業においては、浄水工程で発生する汚泥を適切に脱水処理し、発生した脱水ケーキを再生利用するという一連の業務を滞りなく円滑に行えるよう、常に適切かつ安定した運営・維持管理がなされる必要があります。

本事業においては、応募者からの提案内容について、価格面に加えて、SPCの組織運営体制が適切か、事業期間中におけるリスクへの対応が十分に検討されているか、脱水設備等の維持管理に関する考え方あるいは非常時における対応策について優れた提案になっているか等、「事業の安定性」に重点を置いて評価します。

さらに、循環型社会の実現や安定した浄水場の運営という観点から、脱水ケーキの再生利用に関する提案についても重要視しています。県企業庁は、既に高い脱水ケーキの有価利用の実績を有しており、本事業においてもこれまでの県企業庁の実績をさらに促進できるような提案を期待しています。

脱水ケーキの再生利用に関しては、再生利用に係る市場が十分に安定しているとはいえないことから、長期安定性という点で課題があると考えています。県企業庁も現時点では高い有価利用の実績を有していますが、同様の課題を抱えています。したがって、提案審査に当たっては、事業者が有価利用できる量のみならず、長期間にわたり安定的に脱水ケーキを再生利用していくための創意工夫についても評価します。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とします。

本事業は、6浄水場における脱水処理施設等の設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者に委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、汚泥を適正に脱水処理し、発生した脱水ケーキの再生利用を促進するための効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を期待するものです。

事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し落札者を決定します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令372号)が適用されます。

(2) 審査の進め方

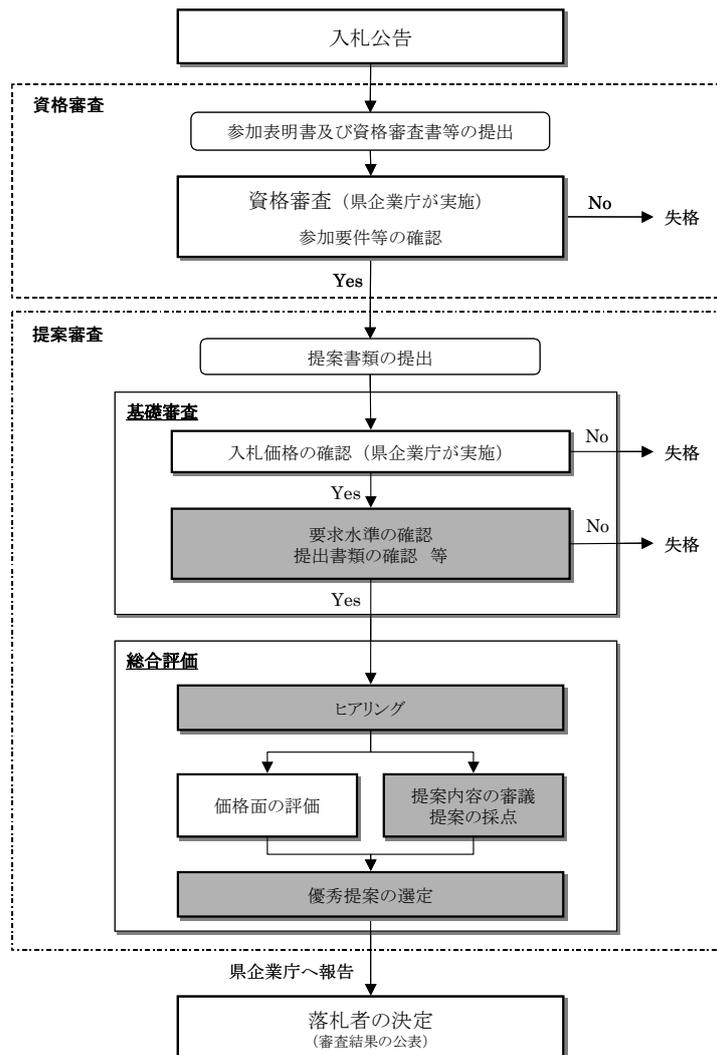
審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施します。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行います。(図表10-1参照)

(3) 審査体制

委員会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行います。なお、県企業庁又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。(県企業庁が設置した委員会の構成は、実施方針の「2(5)イ」参照)

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

図表 10-1 落札者決定までの流れ



3. 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を県企業庁において確認します。このとき、県企業庁は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とします。
なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書に示します。

4. 提案審査

(1) 基礎審査

本審査では、県企業庁及び委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認します。

ア 入札価格の確認

県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

イ 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行います。なお、詳細は入札説明書等に示します。

(ア) 提出書類の確認

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

(イ) 要求水準の確認

各入札参加者の脱水処理施設等の設計・建設、運営・維持管理に係る提案内容が、県企業庁の要求する水準及び性能に適合していることの確認を「要求水準書」に基づいて行います。

(ウ) 事業遂行に関する確認

事業遂行能力を有した提案内容になっているかどうかについて確認を行います。

これら3つの基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は総合評価の対象とします。

(2) 総合評価

本評価では、委員会において、各提案内容を図表10-2に示す評価項目(案)により、評価、採点することを想定しています。

なお、具体的な配点、採点基準については入札説明書等で示します。

図表 10-2 評価項目(案)

評価項目		評価の視点
性能等に関する評価	事業の信頼性・安定性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施方針 ・採用技術の信頼性 ・事業収支計画の信頼性・安定性 ・資金調達計画の適切性 ・リスク対応の適切性
	設計・建設(更新)及び脱水設備等の能力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水設備等の安定稼働、安全性への配慮 ・脱水処理施設等の更新計画の適切性 ・脱水設備等の周辺環境への配慮 ・工程計画の適切性
	脱水設備等の運転業務及び脱水処理施設等の維持管理業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の適切性 ・運転計画の適切性 ・安全性、衛生性、保安性 ・緊急時の対応 ・点検、整備、補修計画の適切性 ・運転計画の周辺環境への配慮
	脱水ケーキの再生利用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水ケーキの管理の適切性 ・年間有価利用量の上限の程度 ・再生利用(特に有価利用)促進のための提案の具体性、信頼性
価格面に関する評価	入札価格に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札価格を得点化

5. 落札者の決定

委員会は、入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する各評価項目について採点した得点と、入札価格を得点化したものを合計し、その合計が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定します。

県企業庁は、委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。